砂川市障害福祉計画

第4期 平成27年度~平成29年度

平成27年3月砂川市市民部社会福祉課

目 次

第1章		計画	の基	本的	り事	項		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
1		計画	策定	の起	図旨	ځ	目	的		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•			•					•		1	
2		計画	の位	置作	けけ	ع	法	的	泿抄	见					•			•													2	
3		計画	の策	定位	卜制	٤	経	過	等					•	•	•	•	•	•	•									•		3	
第2章		障が	い者	及て	ドサ	_	ビ	ス打	是使	共存	本制	制	の:	現	状															•		4
1		障が	い者	の現	詪状	,	•	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•				•					•		4	
2		計画	の達	成物	犬況	,				•	•				•			•												1	2	
3		主な	サー	ビス	く提	供	基	盤(の書	各位	莆丬	犬	況		•	•	•	•	•	•	•	•		•		•		•	•	1	6	
第3章		第4	期計	画推	進進	の	た	め	の基	ŧ,	本色	的	事	項																	1	9
1		計画	の基	本理	記	(平	成2	<u> 9</u> 술	丰店	茰し	=1	向	け	て	の	目	指	す	方	向)		•					•	1	9	
2		計画	推進	の基	本	方	針				•	•		•	•	•	•	•	•	•									•	2	0	
3		平成	2 9	年度	更の	数	値	目相	票		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•		•		•	•	•	•	2	2	
第4章		サー	ビス	の見	記	量	ع	確化	保の	ワフ	方领	策																			2	4
1		障害	福祉	サー	-ビ	ス	の	見	<u> </u>	量		•		•	•	•	•	•	•	•									•	2	4	
2		児童	通所	支持	受サ	_	ビ	ス(の見	lì	<u> </u>	ī		•	•	•	•	•	•	•				•	•				•	2	6	
3		地域	生活	支接	爭	業	の	見	<u>入</u> 量	Ē		•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	2	7	
第5章		計画	の推	進位	卜制					•																					2	8
1		計画	の推	進主	E体		•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2	8	
2		地域	への	広幸	段お	ょ	Ű	啓	発汗	舌重	勆		•	•	•	•	•	•	•	•					•				•	2	8	
3		計画	の管	理	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	2	8	
<用語	説明	> ·								•	•	•		•			•	•		•	•	-				•		•	•	•	2	9
資料	砂川	市障	害福	祉言	十画	i策	定	1=1	係る	3 .	ア	ン	ケ	_	 	調	査	· の	概	要		•									4	2

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨と目的

(1) 計画策定の趣旨

近年、障がい程度の重度化と高齢化が進む中で、障がい者福祉に求められる ニーズは多様化しており、すべての障がいのある人が住み慣れた地域で安心し て生活できるまちづくりを進めることが求められています。

国では、平成25年度に、障害者自立支援法を改正、障害者の日常生活及び 社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」という。) が施行となり、障害福祉サービス及び地域生活支援事業の対象となる障がいの ある人の範囲の見直しや支援の拡充を行うとともに、これまで制度の谷間にあ った難病等により支援が必要な人についても障害福祉サービス等の対象とな りました。また、障害福祉計画については、定期的に調査、分析、評価を行い、 必要があると認めるときは、計画の変更や、その他の必要な措置を講じ、サー ビス提供体制の更なる計画的な整備を図ることとされました。

砂川市では、平成24年3月に策定した第3期砂川市障害福祉計画に基づき、 障害福祉サービス等を提供するための体制の確保、整備に取り組んできました が、このたび、平成26年度をもって計画期間が終了し、見直し時期を迎えた ことから、これまでの成果や課題の分析・評価を行ったうえで、障がいのある 人のニーズ動向の変化、障がい者施策動向の変化等に対応し、より具体的で実 効性のある施策を実施するために、平成27年度から平成29年度までの3年 間の第4期砂川市障害福祉計画(以下、「本計画」という。)を策定するもの です。

(2) 計画の目的

本計画は、今後必要となる障害福祉サービス等が計画的に提供されるよう、 平成29年度における目標値の設定と各年度のサービス量を見込みます。

2 計画の位置付けと法的根拠

(1) 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法に基づき、障がい者施策全般にわたる基本的な事項を定める中長期的な計画として策定した「第3次砂川市障害者福祉計画」(計画期間:平成25~34年度)の実施計画として位置付けられ、障害福祉サービス等の必要量と提供体制確保に関して定めた3年間の計画となります。

なお、市政運営の最上位計画である「砂川市第6期総合計画」(計画期間: 平成23~32年度)との整合性についても考慮しながら策定するものです。

(2) 計画の期間

本計画は、平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間として策定します。なお、計画期間中においても、法制度の改正や社会情勢の大きな変化が生じた場合には、必要に応じて見直しを行うこととします。

(3) 計画の法的根拠

本計画は、障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」として策定するものです。

3 計画の策定体制と経過等

(1) 計画の策定体制

平成23年度に設立した砂川市障害者地域自立支援協議会を開催し、本計 画策定について、関係者の幅広い意見を反映させています。

(2) 経過

障害福祉サービス等の必要量を見込むためには、これまでのサービスの利用実態をもとに、市内における障がいのある人の実情、ニーズを的確に把握する必要があるため、障害福祉サービスを利用している方、障害者手帳を所持している方等を対象にアンケート調査を実施し、計画の策定に反映させました。

B	程	内容
平成27年	1月29日	第1回砂川市障害者地域自立支援協議会
平成27年	2月 6日 2月20日	障害福祉サービス利用者等へのアンケート調査
平成27年	3月 6日	第2回砂川市障害者地域自立支援協議会 (障害福祉計画策定)
平成27年	3月26日	第3回砂川市障害者地域自立支援協議会 (障害福祉計画策定)
平成27年	3月31日	決定

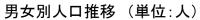
第2章 障がい者及びサービス提供体制の現状

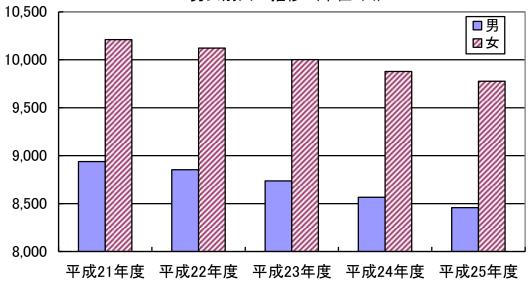
1 障がい者の現状

(1) 市の人口推移

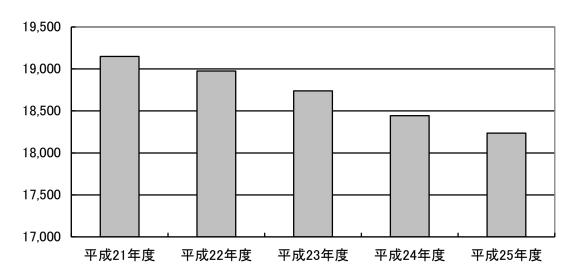
■砂川市の人口推移

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
男	8, 939	8, 853	8, 737	8, 566	8, 458
女	10, 211	10, 123	10, 003	9, 878	9, 777
計	19, 150	18, 976	18, 740	18, 444	18, 235





総人口推移 (単位:人)

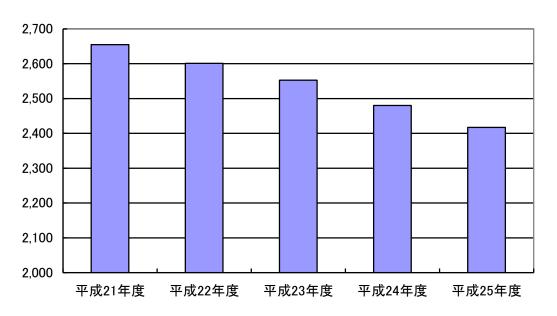


〈年齢別人口推移〉

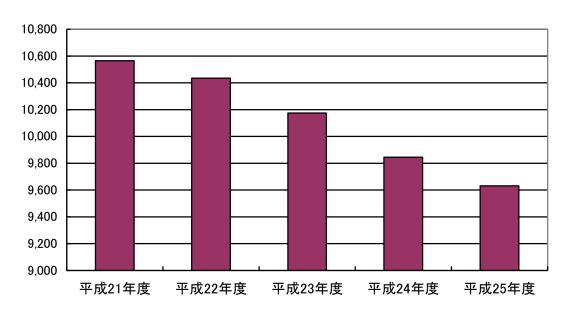
(各年度末現在) (単位:人)

年 齢	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
0~17	2, 655	2, 601	2, 553	2, 480	2, 417
18~64	10, 565	10, 435	10, 175	9, 845	9, 631
65~	5, 930	5, 940	6, 012	6, 119	6, 187
計	19, 150	18, 976	18, 740	18, 444	18, 235

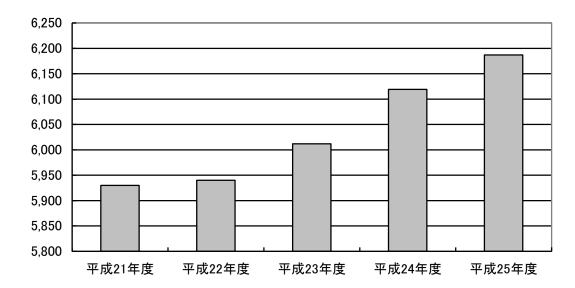
0~17歳人口推移 (単位:人)



18~64歳人口推移 (単位:人)



65歳以上人口推移 (単位:人)



(2) 障害者手帳の交付者数推移

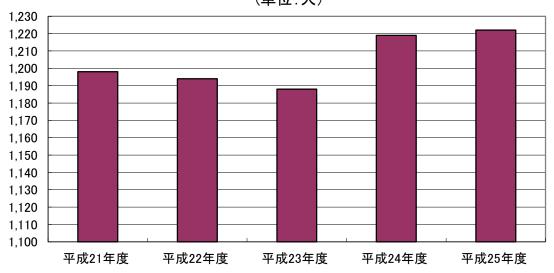
■障害者手帳交付者数

〈身体障害者手帳〉

(各年度末現在) (単位:人)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
18歳未満	15	15	18	19	20
18歳以上	1, 198	1, 179	1, 170	1, 200	1, 202
計	1, 213	1, 194	1, 188	1, 219	1, 222

身体障害者手帳交付者数 (単位:人)

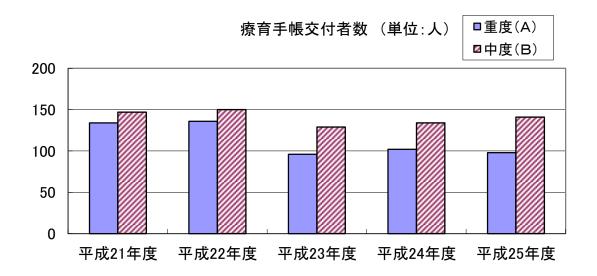


〈療育手帳〉

(各年度末現在) (単位:人)

				1/2/11/2012/	
区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
重度(A)	134	136	96	102	98
中度(B)	147	150	129	134	141
計	281	286	※225	236	239

※平成23年度から市外居住者を交付者数から除外

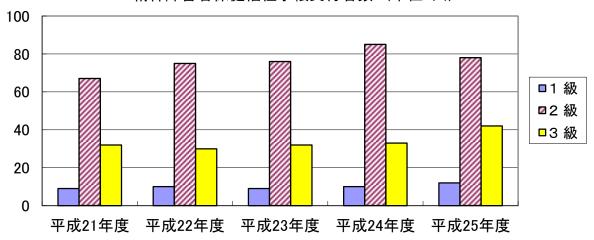


〈精神障害者保健福祉手帳〉

(各年度末現在) (単位:人)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
1 級	9	10	9	10	12
2 級	67	75	76	85	78
3 級	32	30	32	33	42
計	108	115	117	128	132

精神障害者保健福祉手帳交付者数 (単位:人)



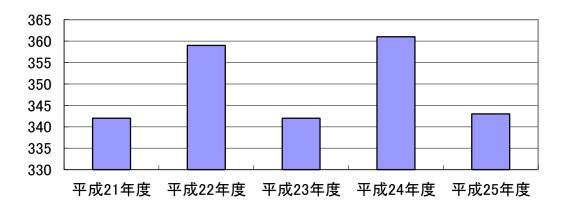
(3) 自立支援医療 (精神通院) 受給者証の保持者数推移

■自立支援医療(精神通院)受給者証保持者数

(各年度末現在) (単位:人)

区分	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
新規・転入	42	22	8	45	46
返還・転出	10	5	25	26	64
計	342	359	342	361	343

自立支援医療(精神通院)受給者証保持者数 (単位:人)



市の人口は年間約200人以上のペースで減少していますが、65歳以上は増加を示しています。

その一方、障害者手帳の交付者数については、全ての手帳交付者数に おいて増加傾向にあり、特に精神障害者保健福祉手帳交付者数は年々増 加しています。

2 計画の達成状況 (計画/実績)

平成24年度から平成26年度における障害福祉サービス等の種類ごとの計画量及び 実績は、次のとおりです。

<障害福祉サービス>

※26年度実績量は平成26年12月末日現在

サービス名		単位		計 画			実 績		(参考)
	リーL 入石	中世	24年度	25年度	26年度	24年度	25年度	26年度	29年度
	居宅介護	時間	28	28	28	33	63	115	130
訪	重度訪問介護	時間	0	0	0	0	0	0	0
問	同行援護	時間	0	0	6	0	0	0	40
系	行動援護	時間	6	6	6	6	6	61	60
	重度障害者等包括支援	時間	0	0	0	0	0	0	0
	上江 人莊	人	78	81	84	78	80	84	82
	生活介護	人日	1,610	1,670	1,730	1,515	1,574	1,720	1,867
	自立訓練(機能訓練)	人	1	1	1	1	0	0	0
	日立訓褓 (戏形訓褓)	人日	22	22	22	22	0	0	0
	自立訓練(生活訓練)	人	5	6	7	6	10	9	12
	日立訓練(土冶訓練)	人日	78	92	106	45	66	86	120
日日	宿泊型自立訓練	人	0	0	0	0	0	0	0
中	旧石至日立訓殊	人日	0	0	0	0	0	0 /	0
活	就労移行支援	人	10	11	12	13	18	15	21
動	机刀修门又饭	人日	195	213	231	143	208	202	420
系	就労継続支援(A型)	人	1	1	1	10	19	15	18
	机力秘机又拨(A全)	人日	22	22	22	37	259	230	360
	就労継続支援(B型)	人	85	90	95	91	93	96	120
	机力秘机又拔(口尘)	人日	1,571	1,661	1,751	1,664	1,638	1,734	2,411
	療養介護	人	8	8	8	7	7	8	8
	短期入所	人	10	10	10	15	11	12	12
		人日	40	40	40	37	33	71	72
居	施設入所支援	人	58	54	50	62	62	62	58
住系	共同生活介護 共同生活援助	人	26	30	34	32	34	38	51
相	計画相談支援	人	4	7	10	9	48	208	256
談支	地域移行支援	人	3	3	3	2	0	0	3
援	地域定着支援	人	1	1	1	1	1	0	1

(単位)

時間:月当たりの利用時間 人:年間の実利用人数 人日:月あたりの延べ人数

訪問系サービスについては、平成25年6月に居宅介護事業所が市内に設立されたことにより、計画を大幅に上回っています。

日中活動系サービスについては、平成25年2月に就労継続支援A型事業所が市内に 設立されたことにより、計画を大幅に上回っています。

居住系サービスについては、地域生活への移行に重点を置いた障害者自立支援法に基づき、施設入所者の地域生活移行を見込んだ目標値としていましたが、なかなか進んでいないのが現状です。砂川市の支給決定者においては、長く慣れ親しんだ施設を出て地域で暮らしたいと思う方は非常に少数であることがアンケート調査結果(問18)や障害支援区分認定調査、サービス等利用計画から伺えます。

共同生活介護、共同生活援助については微増となっていますが、主な要因としては地域生活と就労を進め、自立を支援するという障害者自立支援法の基本理念が浸透してきたことが考えられます。また、平成24年4月の障害者自立支援法一部改正により相談支援の充実が図られ、選択の幅が広がったことも地域移行を後押ししている要因と考えられます。平成26年4月からは、障がいのある人の高齢化・重度化に対応し、介護が必要になっても地域生活が可能となるようグループホームとケアホームの一元化が図られましたが、改正初年度ということもあり利用者数の増には結びついていないのが現状です。

相談支援については、平成24年4月の障害者自立支援法一部改正により相談支援体系が見直され、市町村が実施する相談支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域相談支援の4種類に再編されました。

このうち、計画相談支援(及び障害児相談支援)については平成24年度から段階的に対象を拡大し、平成27年3月末までに原則として全ての障害福祉サービス等利用者からサービス等利用計画の提出を求めることとされました。砂川市における相談支援体制については、指定特定相談支援事業所である地域生活支援センターぽぽろが中心的役割を担い、ほぼ全ての利用者のサービス等利用計画作成を終え、モニタリング等の相談支援が提供されています。(一部利用者については自ら作成するセルフプランで対応)。

<障害児通所支援>

※26年度実績量は平成26年12月末日現在

サービス名	単位		計画			実 績		(参考)
9-LA4	푸	24年度	25年度	26年度	24年度	25年度	26年度	29年度
児童発達支援	人	_	_	_	22	26	29	30
, 元里光廷又恢 	人日	61	63	68	31	33	21	30
医療型児童発達支援	人	_	_	_	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人	_	_	_	13	13	11	17
放床後寺ナイリーに入 	人日	_	_	_	28	52	78	120
保育所等訪問支援	人	_	_	_	0	0	0	0
障害児相談支援	人	1	_	_	4	5	12	35

(単位) 人:年間の実利用人数 人日:月あたりの延べ人数

障害児通所支援については、近隣を含めて事業所数が限られていることから利用者数は同程度で推移しています。障害児相談支援(障害児支援利用計画)については、相談支援事業所に計画作成を依頼する保護者は少なく、ほとんどの児童が保護者によるセルフプランの提出となっています。

<地域生活支援事業>

※26年度実績量は平成27年1月末日現在

事業名	単位		計 画			実 績		(参考)
学 未 石	丰四	24年度	25年度	26年度	24年度	25年度	26年度	29年度
①理解促進研修・啓発事業	実施	1	1	1	_	無	有	有
②自発的活動支援事業	実施	_	_	_	_	無	有	有
③相談支援事業	ヵ所	1	1	1	1	1	1	1
(サービス等利用計画作成者数)	人	48	84	120	6	52	96	<u> </u>
④成年後見制度利用支援事業	人	1	1	1	0	0	0	3
⑤成年後見制度法人後見支援事業	実施	1	1	1	_	無	無	有
⑥意思疎通支援事業	人	2	2	2	1	1	2	2
⑦日常生活用具給付等事業	件	511	511	511	463	508	461	500
⑧手話奉仕員養成研修事業	人	_	_	_	_	無	無	無
○ ₩₩	人	5	5	5	6	3	4	6
⑨移動支援事業 	時間	70	70	70	41.5	56	49.7	72
多少女人	ヵ所	1	1	1	1	1	1	1
⑩地域活動支援センター事業	人	60	62	65	75	65	44	75
①日中一時支援	人	25	25	25	25	18	16	25
(その他の事業)	時間	3,000	3,000	3,000	4,842	4,874	1,060	1,500
①身体障害者用自動車改造費助成事業 (その他の事業)	人	1	1	1	2	1	0	1

(単位)人:年間の実利用人数 時間:年間の利用時間

地域生活支援事業については、概ね計画どおりに推移しています。平成24年4月からは成年後見制度利用支援事業が加わり、平成25年4月からは複数の事業が追加されるなど、事業の大幅な拡充が図られています。

理解促進研修・啓発事業については、主催を砂川市、主管(企画・運営)を社会福祉 法人くるみ会、更には砂川市社会福祉協議会・滝川保健所の後援をいただき、地域住民・ 当事者及び家族・保健医療福祉領域の関係者約140名の参加のもと、保健福祉フォー ラムを開催しました。

自発的活動支援事業については、ピアサポートセンターてくてくが実施する精神障がいについての普及啓発活動に対し、補助金を交付することにより支援を実施しました。

3 主なサービス提供基盤の整備状況(平成27年1月末日現在)

<障害福祉サービス>

※()内は施設数

	サービス名	事業者数	身体	知的	精神	児童
	居宅介護	3(3)	3(3)	3(3)	2(2)	2(2)
訪	重度訪問介護	2(2)	2(2)	0	0	0
問	同行援護	0	0	0	0	0
系	行動援護	1(1)	0	1(1)	0	1(1)
	重度障害者等包括支援	0	0	0	0	0
	生活介護	2(4)	1(1)	1(3)	0	0
	自立訓練(機能訓練)	0	0	0	0	0
	自立訓練(生活訓練)	1(1)	0	1(1)	1(1)	0
中	宿泊型自立訓練	0	0	0	0	0
活	就労移行支援	1(1)	0	1(1)	1(1)	0
動	就労継続支援(A型)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	0
系	就労継続支援(B型)	3(6)	1(1)	3(5)	1(1)	0
	療養介護	0	0	0	0	0
	短期入所	1(1)	0	1(1)	0	(1)
居住	施設入所支援	1(1)	0	1(1)	0	0
系	共同生活援助	2(9)	0	1(6)	1(3)	0
相	計画相談支援	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
談支	地域移行支援	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)
援	地域定着支援	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)	1(1)

訪問系サービスについては、重度障害者等包括支援を除き、一定のサービス基盤の充 実が図られています。

居宅介護、重度訪問介護については第2期砂川市障害福祉計画において、精神に障がいのある人を対象とした事業所の体制整備を目標としておりましたが、平成25年6月に事業所が新規設立され、主に精神科等への通院介助の面で利用者が増加しています。

同行援護については市内に事業所はありませんが、砂川市をサービス提供地域とする 事業所が平成25年7月に新規設立され、体制は整備されつつあります。しかし、同行 援護事業所は居宅介護との併設が多くサービス提供量が限られていることから、今後も 同行援護の体制整備を進めていく必要があります。

居住系サービスについては、平成22年度までにグループホームが9棟が設置されており、一定のサービス基盤は整備されています。

平成26年4月からは、障がいのある人の高齢化・重度化を踏まえてケアホーム(共同生活介護)・グループホーム(共同生活援助)がグループホーム(共同生活援助)に一元化され、既存の事業所は生活支援員の配置が必要な介護サービス包括型(従来のケアホーム)と、ホームヘルプ等の支援を外部の居宅介護事業所等に委託する外部サービス利用型を選択することとなり、市内事業所については全て外部サービス利用型へ移行しました。この一元化により、従来のグループホームにおいても居宅介護サービスを受けられるようになりました。

施設入所支援については、身体障がいのある人の入所施設は整備されていませんが、知的障がいのある人の施設入所支援事業所(昭和48年開設)があり、定員は105名(障害者自立支援法移行に伴い平成23年10月に定員を15名減員)となっています。また、北海道は地域生活の移行を進める観点から障害福祉計画作成指針において地域生活への移行に関する数値目標を定めており、目標の達成には北海道と市町村の連携が必要なことから、市町村においてもこの数値を基本とし、それぞれの地域の実情や特性を踏まえた計画方針を定め、成果目標を設定することを示しています。砂川市においては平成29年度末までに4名の地域移行を目標としており、グループホームの更なる整備が必要となってきます。

日中活動系サービスについては、就労継続支援A型事業所(定員15名)が平成25年2月に新規設立され、雇用契約を結んで仕事を行うという、より一般就労に近い形でのサービス提供がなされており、障がいのある人の就労支援に大きく寄与しています。北海道が公表している平成27年1月末現在の事業所数では、B型事業所が600を超える一方、A型事業所は200に満たない状況であり、砂川市のみならず近隣自治体にとっても非常に重要な役割を果たしています。また、定員の変更として、知的障がいのある人を対象とした就労移行支援事業所が平成26年3月をもって事業を終了し、定員6名の減員となりました。一方、知的障がいのある人を対象とした就労継続支援B型事業所においては平成26年4月から定員が6名増員となりました。就労に結びつかなかった利用者の最終的な受け皿として、増加傾向にある就労継続支援B型のニーズに対応する体制が整備されたと言えます。

<障害児通所支援サービス>

※()内は施設数

サービス名	事業者数	身体	知的	精神	児童
児童発達支援	1(1)				1(1)
医療型児童発達支援	0				0
放課後等デイサービス	1(1)				1(1)
保育所等訪問支援	0				0
障害児相談支援	1(1)				1(1)

障害児通所支援サービスについては、これまで障害者自立支援法に基づき市町村が実施する児童デイサービス、児童福祉法に基づき北海道が実施する通所支援に分かれていましたが、平成24年4月から児童福祉法に基づく障害児通所支援事業として児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援に一元化されました。これまで市内にあった児童デイサービス事業所は、児童発達支援、放課後等デイサービス事業所へ移行し、継続して利用が可能となっています。

第3章 第4期計画推進のための基本的事項

1 計画の基本理念(平成29年度に向けて目指す方向)

上位計画の「砂川市障害者福祉計画」の基本理念である「障がいのある 人及びその家族が、自分の意思で、自分が望む生活を送ることができるよ うに、地域で認め合い、支えあうまちづくり」を目指すため、本計画にお いては、次に掲げる点に配慮して、その推進を図っていきます。

(1) 障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重

共生社会を実現するため、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、必要とする障害福祉サービス等の支援を受けながら、自立と社会参加の推進を図ります。

(2) 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービス等の実施

障害福祉サービス等の対象となる身体、知的、精神障がいのある人、難病の認定を受けている人等、及び障がいのある子どもに対し、適切な障害福祉サービス等の提供の支援に努めるとともに、発達障がいのある人、高次脳機能障がいのある人や難病の認定を受けている人等も法に基づく給付対象である旨の周知を図っていきます。

(3) 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、 地域生活の継続の支援、就労支援といった課題に対応するため、地域の社 会資源を有効に活用しながら、障がいのある人の生活を地域全体で支える サービス提供体制の整備を進めます。

2 計画推進の基本方針

(1) 障害福祉サービス等に関する基本的考え方

障害福祉サービス等の提供体制を確保するため、本計画の基本理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、数値目標を設定し、計画的な整備を図ります。

ア ニーズに応じた訪問系サービス・日中活動系サービスの提供

ニーズに応じた訪問系サービス(居宅介護、行動援護等)及び日中活動系サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援等)の提供体制の充実を図ります。

イ グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、 地域移行支援、地域定着支援等を推進し、施設入所・入院から地域生活 への移行を進めます。

ウ 福祉施設から一般就労への移行等の推進

就労移行を支援するサービス等を充実させることにより、障がいのある 人の福祉施設から一般就労への移行や、福祉施設における雇用の場を拡 大するよう努めます。

(2) 相談支援に関する基本的考え方

障がいのある人、とりわけ、重度の障がいのある人等が地域において 自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、各種ニーズに 対応する相談支援体制を整え、障害福祉サービス等の適切な利用を支え ます。

(3) 障がい児支援に関する基本的考え方

障がいのある子ども及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を身近な場所で提供する体制を整えるため、情報提供や関係機関との連携を図ります。

(4) 障がい者虐待防止、権利擁護の取り組みの推進

関係機関との連携により、障がい者虐待の未然防止及び迅速・適切な 対応、再発の防止の取り組みを強化するとともに、判断能力が十分でな い障がいのある人に対し、成年後見制度の周知や活用を促進し、成年後 見制度利用支援事業の取り組みを推進します。

(5) 災害に備えた障がいのある人への支援

災害時に自力での避難が困難である障がいのある人に対して、その特性に配慮した支援が行えるよう、平常時から関係機関との連携を密にし、必要なときに適切な支援が受けられる地域の体制づくりを推進します。

また、市で作成している避難行動要支援者名簿の対象となっていない 障がいのある人についても、希望者は名簿登録が可能であることから、 その周知を図ります。

3 平成29年度の数値目標

本計画の策定にあたり、国および北海道から示されている地域生活への 移行や就労支援といった新たな課題に対応する計画となるよう、平成29 年度を目標年度として、次に掲げる事項について、数値目標を設定します。

(1)施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針および北海道の計画作成指針では、平成25年度末の入所者と比較した平成29年度末時点での地域生活に移行する者の割合を12%以上とする形で設定されています。また、これに合わせて少なくとも平成29年度末時点の入所者数が平成25年度末時点の入所者数から4%以上減少することを目標としています。砂川市における平成25年度末時点の入所者数は62人となっていますが、入所者の多くが措置制度の時代から入所しており、高齢化が進んでいます。自身の年齢や健康状態を考えた時に、住み慣れた施設を離れることに不安を感じている人が多く、地域移行を目指すためには社会資源の確保、整備が重要になってきます。

本計画においては、国および北海道の指針に基づき、更には地域の実情を踏まえ、平成25年度末時点の入所者の約6%にあたる4名の地域生活への移行を目指します。また、これに合わせて少なくとも平成29年度末時点の入所者数が平成25年度末時点の入所者数から約6%減少することを目指します。地域生活の移行にあたっては、グループホームの整備を推進するとともに、本人の意思を最大限尊重し、相談支援事業所とも連携を図りながら取り組みを進めます。

(2) 入院中の精神障がいのある人の地域生活への移行

第3期砂川市障害福祉計画においては、平成23年度北海道調査結果における退院可能な精神障がいのある人11名全員の地域生活への移行を目指して取り組みを進めましたが、計画通りに進んでいないのが現状です。

本計画においては、地域における居住の場としてのグループホームの 充実を図るとともに、地域移行支援、地域定着支援等を推進し、退院率 の上昇を目指します。

(3) 福祉的施設から一般就労への移行

第3期砂川市障害福祉計画においては、3名の一般就労を目指して取り組みを進め、就労継続支援(A型)事業所から平成25年度1名、平成26年度1名が一般就労しました。今後については平成29年度までに就労移行支援事業所、就労継続支援(A型)事業所からそれぞれ1名の就労を目指します。

第4章 サービスの見込量と確保の方策

平成27年度から平成29年度までにおける障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込みは、次のとおりです。

1 障害福祉サービスの見込量

	サービス名	単位	26年度 (参考)	27年度	28年度	29年度
訪	居宅介護	時間	115	120	125	130
	重度訪問介護	時間	0	0	0	0
問	同行援護	時間	0	40	40	40
系	行動援護	時間	61	60	60	60
	重度障害者等包括支援	時間	0	0	0	0
		人	84	83	83	82
	生活介護	人日	1,720	1,697	1,697	1,674
	自立訓練(機能訓練)	人	0	0	0	0
	自立訓練(生活訓練)	人	9	10	11	12
		人日	86	100	110	120
日日	宿泊型自立訓練	人	0	0	0	0
中	就労移行支援	人	15	19	20	21
活		人日	202	380	400	420
動	就労継続支援(A型)	人	15	16	17	18
系		人日	230	320	340	360
	就労継続支援(B型)	人	96	115	118	120
		人日	1,734	2,211	2,311	2,411
	療養介護	人	8	8	8	8
	短期入所	人	12	12	12	12
		人日	71	72	72	72
居住	共同生活援助	人	38	40	45	51
系	施設入所支援	人	62	60	59	58
相	計画相談支援	人	208	224	240	256
談支	地域移行支援	人	0	1	2	3
援	地域定着支援	人	0	1	1	1

(単位)

時間:月当たりの利用時間 人:年間の実利用人数 人日:月あたりの延べ人数

訪問系サービスは、家族とともに暮らし続けたいと願う障がいのある人にとって、家族の機能を補完する本人支援のサービスであり、多様な暮らし方を保障するためにも重要なサービスです。今後、施設入所や入院からの地域生活への移行が進むにつれ、家事援助、通院介助等のサービスを必要とする方は増加すると見込まれるため、引き続きサービス提供体制の整備を進めます。

日中活動系サービスは、就労継続支援(B型)について、平成27年度中に定員の増 員を検討している事業所が1ヶ所、新規参入を予定している事業所が1カ所あることか ら、利用者数の増加が見込まれます。

居住系サービスは、施設入所支援について、地域の実情及びサービス利用者を取り巻く社会資源の状況踏まえ、平成29年度までに平成25年度末入所者数の7%にあたる4人の減を目指します。

共同生活援助については、精神障がいのある人を対象としたグループホームが3棟整備されていますが、市内には精神科病棟を保有する2つの医療機関(総病床数204床)があり、退院可能であっても市内に居住の場がないために近隣病院へ転院せざるを得ない状況や、一人暮らしを希望しても受け入れ先がないために、家族の元に帰らざるを得ない状況があります。精神科病棟から地域生活への移行を目指す入院患者を受け入れるには更なる整備が必要なため、利用者数の増を見込むとともに、障がいのある人がどこで誰と生活するかについての選択の機会を確保するという障害者総合支援法の基本理念に基づき、今後もグループホームの体制整備を進めます。

施設入所者の地域移行については、知的障がいのある人を対象としたグループホーム 6棟が整備されていますが、この6棟については原則として同法人の通所サービス利用 者を対象としていることから、特別支援学校卒業予定者等新規の受け入れ体制を確保す るため、更なる体制整備を進めます。

相談支援については、平成27年度から原則全ての障害福祉サービス申請(更新)者にサービス等利用計画の作成が必要なことから、相談支援事業所と連携を図りながらきめ細やかなサービス提供を目指します。また、施設退所者や退院患者が円滑に地域に移行し、希望する生活を将来にわたって続けられるよう、地域移行支援、地域定着支援の

積極的な利用を推進します。

2 障害児通所支援サービスの見込量

サービス名	単位	26年度 (参考)	27年度	28年度	29年度
児童発達支援	人	29	30	30	30
光里光连义接 	人日	21	30	30	30
医療型児童発達支援	人	0	0	0	0
サ無後等ごノユービュ	人	11	15	16	17
┃放課後等デイサービス ┃	人日	78	80	100	120
保育所等訪問支援	人	0	0	0	0
障害児相談支援	人	12	25	30	35

(単位)人:年間の実利用人数 人日:月当たりの延べ人数

障害児通所支援サービスを提供する事業所は限られていますが、利用する児童は就学や進学によって入れ替わるため、同程度で推移すると見込まれます。平成26年12月に児童発達支援、放課後等デイサービスを提供する事業所が近隣に新規設立されるなど、徐々にではありますが体制が充実しつつあります。選択の幅が広がることにより、どの事業所でどのような訓練を受け、将来的にはどのような生活を希望するのか、障害児相談支援による専門的な知見に基づく助言が重要になるため、引き続き障害児相談支援の利用を促すとともに、体制整備を進めます。サービス等利用計画の作成が必要なことから、相談支援事業所と連携を図りながらきめ細やかなサービス提供を目指します。また、施設退所者や退院患者が円滑に地域に移行し、希望する生活を将来にわたって続けられるよう、地域移行支援、地域定着支援の積極的な利用を推進します。

3 地域生活支援事業の見込量

事 業 名	単位	26年度 (参考)	27年度	28年度	29年度
①理解促進研修・啓発事業	実施	有	有	有	有
②自発的活動支援事業	実施	有	有	有	有
③相談支援事業	ヵ所	1	1	1	1
④成年後見制度利用支援事業	人	0	1	2	3
⑤成年後見制度法人後見支援事業	実施	無	有	有	有
⑥意思疎通支援事業	件	2	2	2	2
⑦日常生活用具給付等事業	件	461	500	500	500
⑧手話奉仕員養研修事業	実施	無	無	無	無
○ 投動士博車業	ヵ所	4	4	5	6
⑨移動支援事業 	人	49.7	50	60	72
多少性活動士福上、方 声 要	人	1	1	1	1
⑩地域活動支援センター事業 	人	44	55	65	75
	人	16	19	22	25
┃⑪日中一時支援 ┃	時間	1,060	1,206	1,353	1,500
①身体障害者用自動車改造費助成事業	人	0	1	1	1

(単位) 人:年間の実利用人数 時間:年間の利用時間

平成24年度より成年後見制度利用支援事業が必須事業となりました。障がいにより判断能力が十分でない人の権利擁護については社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業により支援を行っており、現在、成年後見制度を利用している人はいません。今後も引き続き関係機関と連携を図りながら、成年後見制度が必要な人の判断、利用希望者及びその家族への説明など、制度を円滑に利用できるよう努めます。

地域生活支援事業は実施主体が市町村であり、地域の実情や利用者の状況に応じて柔軟な対応が可能なことから、本計画を推進していく中で生じる新たなニーズや課題に即応 した実施体制を随時検討していきます。

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進主体

計画の推進にあたっては、国や道、関係機関との連携のもと、市民、ボランティア、民生児童委員、サービス提供事業者、企業、医療関係者等とのネットワークの形成を図り、障がいのある人が身近な地域で生き生きと日常生活や社会活動ができるように支援を進め、計画を推進します。

2 地域への広報および啓発活動

障がいに対する差別や偏見をなくし、障がいのある人もない人も共に暮らす 共生社会の実現について、市民意識の醸成に努め、市民に理解と協力、そして 支援への参画等を、あらゆる機会を通じて広く呼びかけていきます。

3 計画の管理

本計画の着実な実行に努めるため、PDCAマネジメントサイクルに基づいて、計画の評価・点検を行います。計画の定期的な進行状況の取りまとめを行い、必要に応じて関係機関と協議し、計画(Plan)、実施・実行(Do)、点検・評価(Check)、処置・改善(Action)のサイクルの着実な実行に努めます。そのためにも、砂川市障害者地域自立支援協議会にも毎年意見をお聞きし、計画の推進に活かします。また、計画の進捗状況の公表に努め、必要に応じて計画の目標数値などの見直しを行うこととします。

<用語説明>

くあ~お>

〇意思疎通支援事業

聴覚障がいや言語機能障がいにより、意思疎通を図ることに支障がある方へ手 話通訳者等を派遣し、他者との意思疎通の仲介を行う事業。

〇一般就労

障がいのある人の就労形態の一つで、一般企業などで雇用契約に基づいて就業 したり、在宅就労したりすること。⇔福祉的就労

〇移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人や障がいのある子どもに、外出の際の付き添いや助言などの支援を行う事業。

〇医療型児童発達支援

上肢、下肢または体幹機能に障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練及び治療を行うサービス。

<か~こ>

〇共生社会

障がいのある人もない人も同じように社会の一員として社会活動に参加し、自立して生活することができる社会。

〇共同生活援助(グループホーム)

障がいのある人に、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴や排せつ、食事の介護、その他の日常生活上の援助を行うサービス。

※平成 26 年4月より共同生活介護 (ケアホーム) は共同生活援助 (グループホーム) へ一元化された。

〇居宅介護 (ホームヘルプ)

ホームヘルパーが障がいのある人の自宅を訪問し、入浴や排せつ、食事の介護、調理や洗濯、掃除、生活等に関する相談や助言、その他生活全般にわたる援助を行うサービス。

〇計画相談支援

<u>サービス利用支援</u>…障害福祉サービスの申請をする障がいのある人や障がいのある子どもの保護者等の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービス等の種類や内容を記載したサービス等利用計画案を作成するサービス。

<u>継続サービス利用支援</u>…国で定める期間ごとに、障害福祉サービス等の利用状況を検証(モニタリング)し、計画の見直しを行うサービス。

〇高次脳機能障害

外傷性脳損傷、脳血管障害などにより脳に損傷を受け、その後遺症などとして 生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害で、症状としては、 注意力や集中力の低下、新しいことが覚えられない等がある。

〇行動援護

知的又は精神障がいにより一人で行動することが困難な方に、危険を回避する ための必要な援助や外出時の移動中の介護、排せつや食事、その他行動する際に 必要な援助を行うサービス。

くさ~そ>

〇サービス等利用計画

障害福祉サービスの利用を希望する方が、適切にサービスを利用することができるよう、心身の状況、その置かれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情を勘案して作成される計画。平成 27 年度からは原則とし

てすべての障害福祉サービス利用者に計画の作成が必要となる。

〇施設入所支援

施設に入所する障がいのある人に、主に夜間において、入浴や排せつ、食事の介護、生活等に関する相談や助言、その他必要な日常生活上の支援を行うサービス。

〇指定特定相談支援事業所

障害者総合支援法の規定に基づき、市町村長の指定を受けた計画相談支援を実施する事業所。

〇児童発達支援

学校に就学していない障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作 の指導や集団生活への適応訓練などの支援を行うサービス。

〇自発的活動支援事業

障がいのある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動 (ピアサポート、ボランティア活動など)を支援する事業。

〇社会資源

利用者がニーズを充足したり、問題解決したりするために活用する各種の制度・施設・機関・設備・資金・物質・法律・情報・集団・個人の有する知識や技術等の総称。 制度…自立支援医療・障がい者手帳・障害年金、施設…入所施設・各事業所・グループホーム・地域活動支援センター、公的機関…市役所・保健所、医療機関…病院・デイケア、人的資源…ピアサポーター・家族会・ソーシャルワーカー、などが例とされる。

〇重度障害者等包括支援

常に介護を必要とする方のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、居 宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービ スを包括的に提供するサービス。

〇重度訪問介護

ホームヘルパーが重度の肢体不自由者、重度の知的又は重度の精神障がいのある人で常に介護を必要とする方の自宅を訪問し、居宅における介護から外出時の 移動支援までを行う総合的なサービス。

〇就労移行支援

就労を希望する 65 歳未満の障がいのある人で、一般企業等への就労が可能と見込まれる方に、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練や求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談等を行うサービス。

〇就労継続支援 A型 (雇用型)

一般企業等に就労することが困難な 65 歳未満の障がいのある人に、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行うサービス。

〇就労継続支援B型(非雇用型)

就労移行支援事業などを利用したが一般企業等の雇用に結びつかない方や、一定年齢に達している方であって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される方に、生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行うサービス。

〇手話奉仕員養成研修事業

意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等が自立した日常生活や社会生活を営むために、手話による日常会話に必要な手話語い及び手話表現技術を習得した方を養成する事業。

〇障害支援区分

障がいのある人の障がいの多様な特性、その他の心身の状態に応じて必要と される標準的な支援の度合を表す6段階の区分。障害福祉サービス(介護給付) の利用を希望する方から申請があった場合、国が定める調査項目に基づき認定 調査を行い、審査会を経て市町村が認定する。

〇障害児相談支援

<u>障害児支援利用支援</u>…障害児通所支援サービス(児童発達支援・放課後等デイサービスなど)の申請をする障がいのある子どもの心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービス等の種類や内容を記載した障害児支援利用計画案を作成するサービス。 継続障がい児支援利用支援…国で定める期間ごとに、障害児通所支援サービス等の利用状況を検証(モニタリング)し、計画の見直しを行うサービス。

○障害福祉サービス

障害者総合支援法に基づき、障がいのある人の障がいの種類や程度、勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住等の状況)及びサービス等利用計画案をふまえて個別に支給決定が行われるサービス。

〇自立訓練 (機能訓練)

身体障がいのある人に、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、 生活等に関する相談や助言などの支援を行うサービス。

〇自立訓練(生活訓練)

知的又は精神障がいのある人に、入浴や排せつ、食事等に関する自立した日常 生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談や助言などの支援を行うサー ビス。

〇自立支援医療 (精神通院)

統合失調症、精神作用物質による急性中毒、その他精神疾患(てんかんを含む) を有する方で、通院による精神医療を継続的に要する病状がある場合に、通院医療費の助成が受けられる制度。

〇身体障害者手帳

身体機能(目や耳、手足、心臓、じん臓など)に永続する障がいを有する方に 交付される手帳。

〇身体障害者用自動車改造費助成事業

身体障がいのある人が自立した生活及び就労等に伴い、自らが所有し運転する 自動車を改造する場合に、改造に要する経費を一部助成する事業。

〇生活介護

障がいにより常時介護を必要とする方に、施設内において入浴や排せつ、食事の介護、調理や洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言、その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会を提供するサービス。

〇精神障害者保健福祉手帳

精神疾患(統合失調症、うつ病など)があり、その障がいのために生活上困難が伴う方に交付される手帳。

〇成年後見制度

判断能力が十分でない高齢者、知的又は精神障がいのある人等の権利を守るため、本人に代わって法的な手続きや財産管理、福祉サービスの契約締結などを行う後見人を裁判所が選任し、法律的に保護、支援をする制度。

〇成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、 安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行う 事業。

〇成年後見制度利用支援事業

成年後見制度による支援が必要であっても、申し立てをする親族がいないなどの理由により制度の利用が難しい方について、必要と認められた場合、申し立てにかかる費用の助成及び後見人の報酬の一部を助成する事業。

〇セルフプラン

障害福祉サービスの利用を希望する方が、適切にサービスを利用することができるよう、心身の状況、その置かれている環境、障害福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情を勘案して作成されるサービス等利用計画のうち、相談支援事業者以外の方(本人や家族、支援者等)が作成する計画のこと。

くた~と>

〇短期入所 (ショートステイ)

自宅で介護を行っている方が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がいのある人に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴や排せつ、食事の介護、その他の必要な介護を行うサービス。

〇地域自立支援協議会

障害者総合支援法に基づき、障がいのある人や障がいのある子どもが、地域での自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人等の福祉施策や地域生活支援を推進するために設置された協議会。

〇地域生活支援事業

障害者総合支援法に基づき、障がいのある人や障がいのある子どもが自立した 日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ て都道府県や市町村がそれぞれ実施する事業。(砂川市…相談支援事業、意思疎 通支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、日中一時支援事業など)

〇地域生活支援センター

地域で生活する障がいのある人の支援や日常的な相談への対応、地域交流を通 して自立や社会参加の促進を目的とする施設。

〇地域活動支援センター事業

障がいのある人や障がいのある子どもの地域の実情等に応じた創作活動、生産

活動の機会の提供、社会との交流の促進及び日中における活動の場を確保するサービス。

〇地域相談支援

<u>地域移行支援</u>…障害者支援施設等に入所している障がいのある人又は精神科病院に入院している精神障がいのある人が、地域生活に移行するための住居の確保や新生活への準備など、地域生活への移行に関する支援を行う。

<u>地域定着支援</u>…地域生活をしている障がいのある人と常に連絡がとれる体制 を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な 支援を行う。

〇同行援護

視覚障がいにより移動が著しく困難な方が外出する際に同行し、移動に必要な 情報提供や介護、排せつや食事など外出する際に必要な援護を行うサービス。

くな~の>

〇日常生活自立支援事業

判断能力が十分でない高齢者、知的又は精神障がいのある人等の権利を守るため、本人に代わって社会福祉協議会が実施主体となり、福祉サービスの利用援助 や日常的な金銭等の管理などを行う事業。

〇日常生活用具給付等事業

重度の障がいのある人や障がいのある子どもに、自立生活を支援する日常生活 用具の給付又は貸与を行うサービス。

〇日中一時支援事業

障がいのある人や障がいのある子どもの日中活動の場の確保を行うとともに、 介護者が病気などの理由で一時的に家庭での介護ができない場合、事業所におい て見守りや活動の場の提供を行い、日常生活の支援を行うサービス。

くは~ほ>

〇発達障害

自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥・ 多動性障害(ADHD)、 その他これに類する脳機能の障がいなどをいう。

〇避難行動要支援者制度

災害対策基本法及び砂川市地域防災計画に基づき、災害が発生したときや発生 しそうなときに、特に避難支援を必要とする方(避難行動要支援者)を把握するために避難行動要支援者名簿を作成し、平常時においては市及び砂川地区広域消防 組合で共有し、災害発生時等には自衛隊や北海道警察、民生児童委員など地域の 避難支援等関係者に提供し、安否確認や避難支援に活用する制度。

〇福祉型児童入所支援

障害児入所施設に入所する障がいのある児童に、保護、日常生活の指導、必要な知識や技能の習得などの支援を行うサービス。

〇福祉的就労

障がいなどの理由から一般企業等で働けない方のために、作業所など工賃を支給し、作業訓練等に重点を置いた就労形態。⇔一般就労

〇保育所等訪問支援

保育所など児童が集団生活を営む施設等に通う障がいのある子どもにつき、その施設を訪問し、その施設における障がいのある子ども以外の児童との集団生活に適応するための専門的な支援などを行うサービス。

〇放課後等デイサービス

学校に就学している障がいのある子どもの生活能力向上のために、学校教育の場以外でも訓練等の支援を提供するとともに、放課後や夏休み等の長期休暇中の 居場所を提供するサービス。

くら~ろ>

〇理解促進研修 · 啓発事業

障がいのある人が日常生活や社会生活をするうえで生じる社会的障壁をなく すために、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研 修会やイベントの開催、啓発活動などを行う事業。

〇療育手帳

知的な面での発達に障がいのある方で、知的障がいと判定された方に交付される手帳。

〇療養介護

医療的ケアを必要とする障がいのある人のうち、常に介護を必要とする方に、 病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及 び日常生活上の支援を行うサービス。

砂川市障害者地域自立支援協議会委員

	区分	団 体 名	役職名	委 員 名	備考
1	保健·医療	空知医師会 (砂川部会)	会長	明円亮	
2	"	北海道空知総合振興局保健環境部	課長	佐々木 直 子	
3	学 識	砂川市社会福祉協議会	会長	小 関 敞	
4	"	砂川市民生児童委員協議会	会長	澤田幸三	
5	障 害 者 団 体	砂川身体障害者福祉協会	会長	工藤公人	
6	相談支援事業者	社会福祉法人くるみ会 地域生活支援センターぽぽろ	センター長	縄 井 詠 子	
7	障害福祉 サービス	特定非営利活動法人 つむぎの家	施設長	内 野 キミ子	
8	"	砂川希望学院	管理者	堀 川 宏	
9	教 育	北海道障害者職業能力開発校	校長	和泉豊樹	
10	就労支援 雇用施策	滝川公共職業安定所	雇用指導官	上 田 章 裕	
11	公募	_		茅野輝美	
12	公募	_		馬面紀子	

砂川市障害者地域自立支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法 律第123号)第89条の2第1項に基づき障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)が、地域での自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の福祉施策及び地域生活支援を推進するため、砂川市障害者地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 相談支援事業者の運営評価等に関すること。
 - (2) 障害者等又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、障害者等の支援に 関する協議及び調整に関すること。
 - (3) 地域の福祉、保健、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者(以下「関係機関等」という。)によるネットワーク構築等に向けた協議に関すること。
 - (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
 - (5) 障害者の権利擁護に関すること。
 - (6) 砂川市障害者福祉計画及び砂川市障害福祉計画の策定等に関すること。
 - (7) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

- 第3条 協議会は、10人以内の委員をもって組織する。
- 2 委員は、次の号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 障害者団体の代表者
 - (2) 相談支援事業者の代表者
 - (3) 障害福祉サービス事業者の代表者
 - (4) 保健、医療等の関係機関の代表者
 - (5) 就労支援、雇用施策関係機関の代表者
 - (6) 教育関係機関の代表者
 - (7) 学識経験者
 - (8) その他市長が必要と認める者
- 3 前条第6号に関する事項を協議する必要があるときは、公募により選出した委員を加えるものとする。

4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、 再任は妨げない。なお、公募により選出した委員の任期は、計画策定時までとする。

(会長及び副会長)

- 第4条 協議会に、委員の互選により、会長及び副会長を置く。
- 2 協議会は会長が招集する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(報償費)

第5条 委員には、予算の定めるところにより報償費を支払うものとする。

(部会等)

- 第6条 協議会に、必要に応じて部会及びケース検討会議を置くことができる。
- 2 部会の組織、委員等は、協議会で定める。
- 3 ケース検討会議は、関係機関等の実務担当者により、個別事例について情報交換及 び支援方法の検討を行う。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは関係機関等の職員等の出席を求め、説明又は 意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、砂川市市民部社会福祉課に置く。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成23年7月1日から施行する。
 - 附 則 (平成 25 年 3 月 29 日訓令第 33 号)
 - この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

資 料

- 〇 砂川市障害福祉計画策定に係るアンケート調査の概要
 - ・アンケート調査結果
 - ・アンケート自由記載欄まとめ

◆ 砂川市障害福祉計画策定に係るアンケート調査の概要

1 調査の目的

障害福祉サービスの必要量を見込むために、これまでのサービスの利用実態をもとに、 障がいのある人の実情、ニーズを把握する必要があるため、障害福祉サービスを利用して いる方及び障害者手帳(身体・知的・精神)の交付を受けている方、難病の認定を受けて いる方を対象にアンケート調査を実施した。

2 調査期間

平成27年2月6日(金)から平成27年2月20日(金)まで

3 調査対象者 463名

【内訳】

障害福祉サービスの支給決定を受けている方 284名 障害者手帳(身体・知的・精神)の交付を受けている方 161名 難病の認定を受けている方 18名

4 調査基準日

平成27年2月1日現在

5 調査方法

調査票を対象者に郵送し、無記名にて回答後、同封の返信用封筒で(社会福祉課社会福祉係あて)調査票を回収する方法で実施した。

集計表及びグラフの比率は百分率で表し、小数点以下第1位を四捨五入して算出するため、合計が 100% とならない場合もあります。

回答者を「合計」と種別ごとに「身体障がいのある人」、「知的障がいのある人」、「精神障がいのある人」、「難病の認定を受けている人」、「発達障がいのある人」、「高次脳機能障がいのある人」「障がいのある子ども」に分け、棒グラフで表しました。なお、集計表及びグラフ内では名称を省略しております。

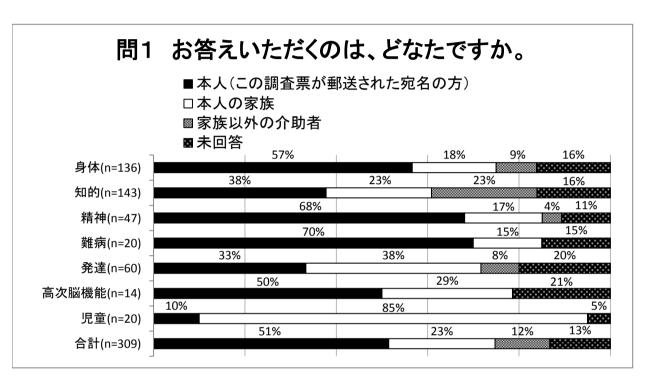
グラフ内の(n)はその設問の未回答を含む集計対象の総数です。

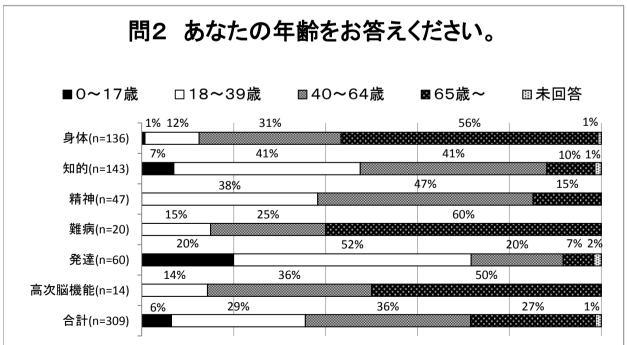
複数回答の設問の場合は、比率の合計が100%を超える場合があります。

アンケート調査結果

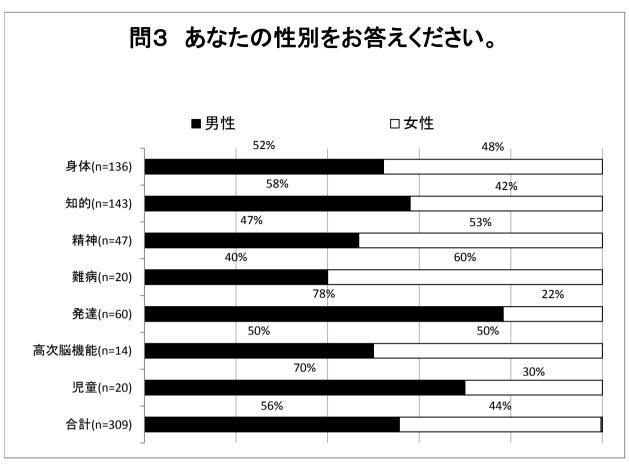
•回収結果

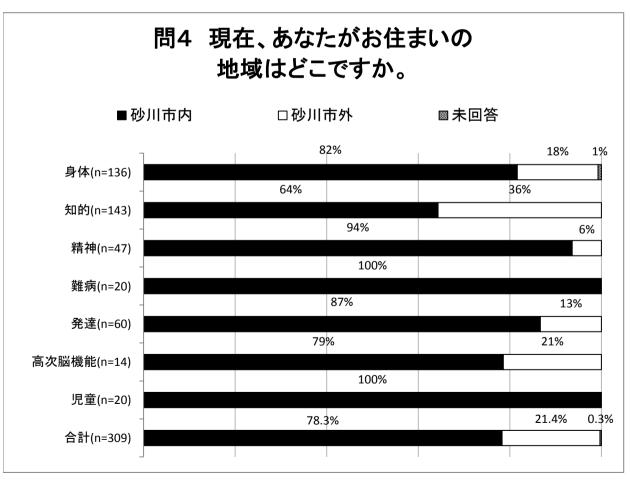
調査対象者数	回収数	回収率
463	309	66.7%





年齢について、身体障がいのある人及び難病の認定を受けている人は「65歳~」が約6割と高く、一方知的 障がいのある人及び精神障がいのある人は「18~39歳」及び「40~64歳」の割合が高くなっています。

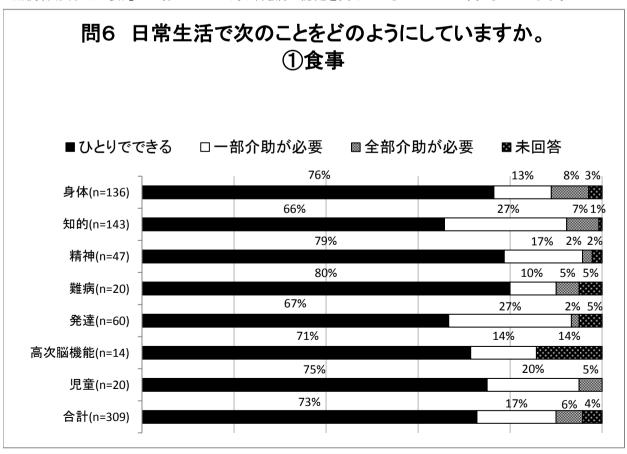


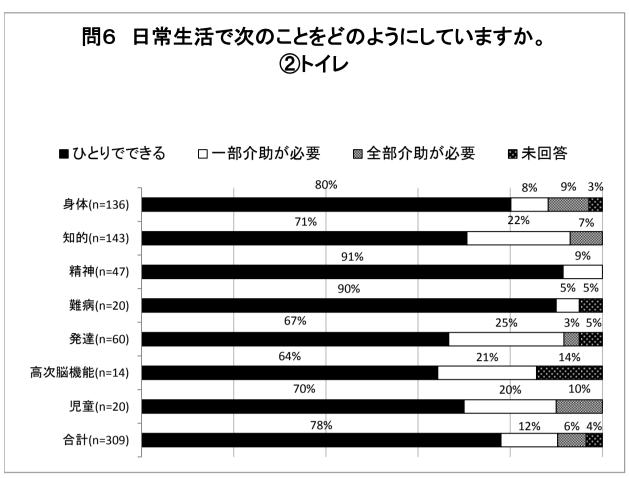


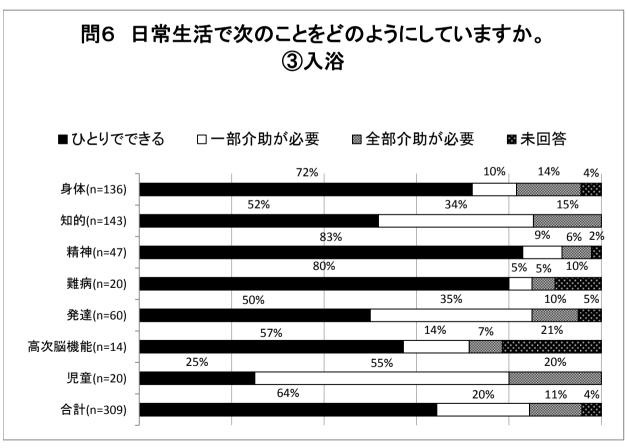
問5 現在、あなたが一緒に暮らしている人はどなたですか。

	身	体	知	的	精	神	難	病	発	達	高次服	凶機能	児	童	合	計
項目	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
父母・祖父母・きょうだい	22	14	60	40	19	37	4	16	43	69	2	14	20	100	170	36
配偶者(夫または妻)	69	44	9	6	11	22	13	52	4	6	6	43	0	0	112	23
子ども	21	13	4	3	5	10	5	20	1	2	0	0	0	0	36	8
家族以外の人	3	2	2	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	6	1
その他(施設の職員など)	28	18	67	45	10	20	1	4	11	18	5	36	0	0	122	26
いない(一人で暮らしている)	13	8	8	5	5	10	2	8	3	5	1	7	0	0	32	7
未回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	156	100	150	100	51	100	25	100	62	100	14	100	20	100	478	100

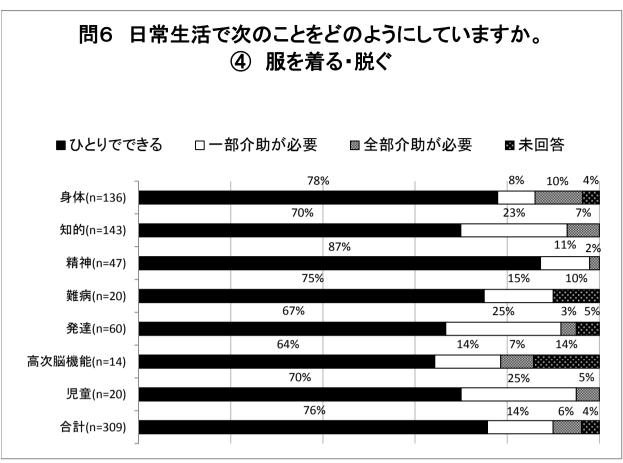
同居人については、「父母・祖父母・きょうだい」が全体で36%と高くなっています。 「配偶者(夫または妻)」が全体で23%に対し、難病の認定を受けている人が52%と高くなっています。

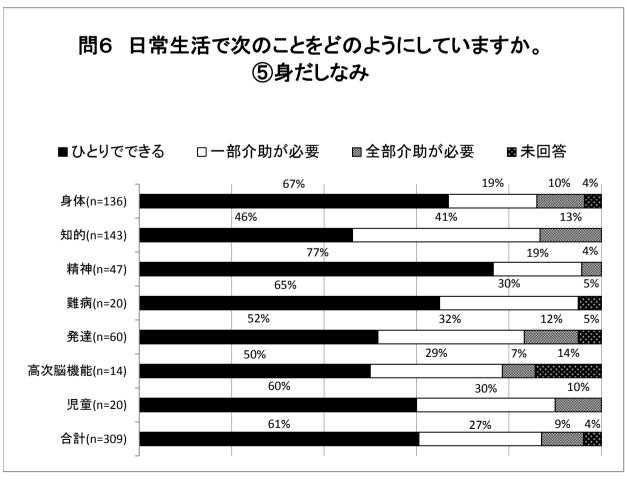




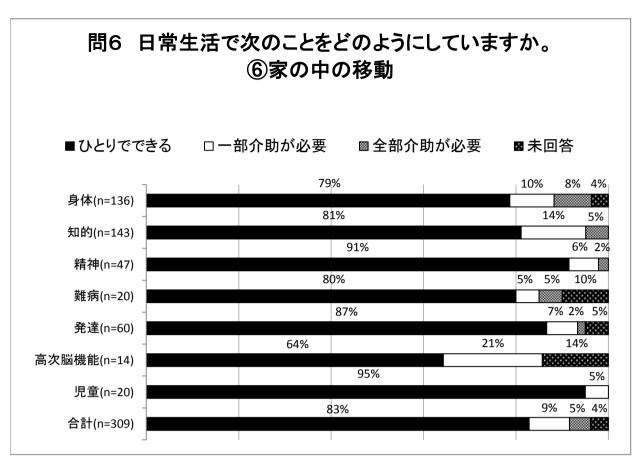


入浴について、「一部介助が必要」及び「全部介助が必要」は知的障がいのある人、発達障がいのある人が 約5割と高くなっております。

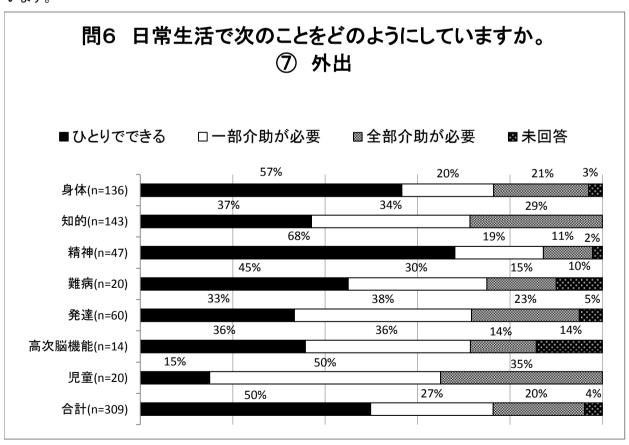




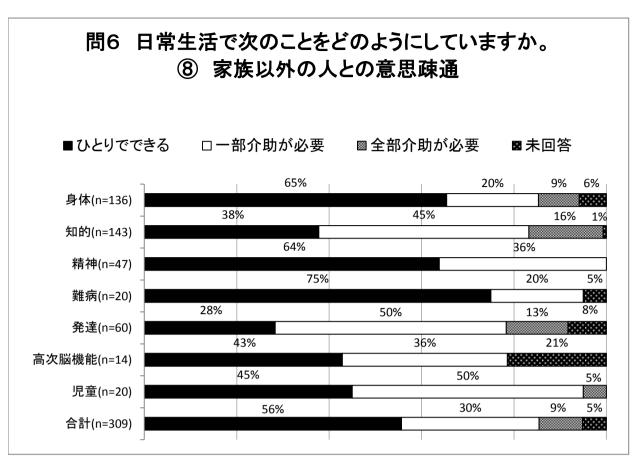
身だしなみについては、「一部介助が必要」が知的障がいのある人が41%と最も高くなっています。



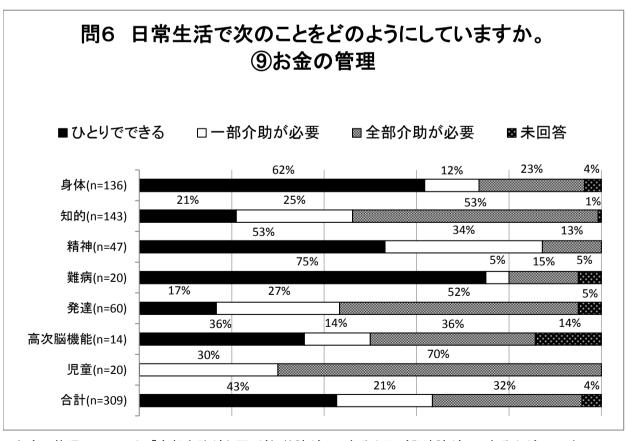
家の中の移動について、「一部介助が必要」は高次脳機能障がいのある人が21%と、他に比べて高くなっています。



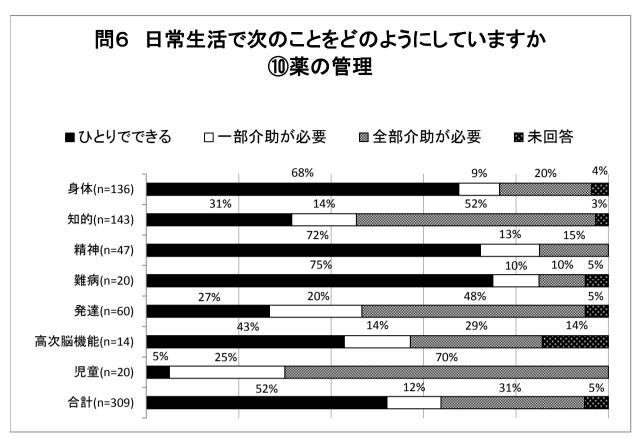
外出について、「一部介助が必要」は発達障がいのある人が38%、高次脳機能障がいのある人が36% を占めています。



家族以外の人との意思疎通について、「一部介助が必要」は発達障がいのある人が50%と最も高くなっており、知的障がいのある人が45%を占めています。



お金の管理については、「全部介助が必要」が知的障がいのある人及び発達障がいのある人が50%を超えています。



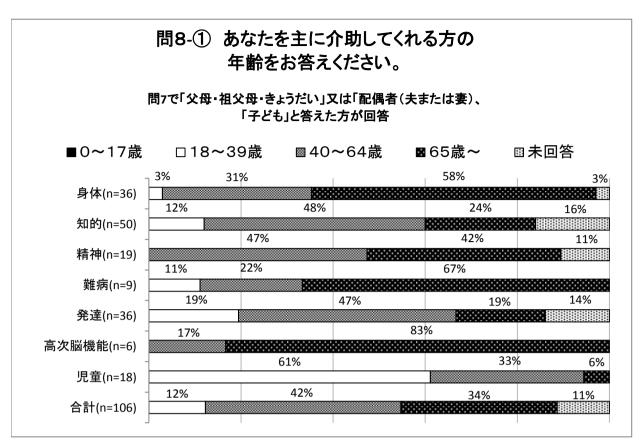
薬の管理について、「全部介助が必要」は知的障がいのある人及び発達障がいのある人が約5割となっております。

問7 あなたを介助してくれる方は主にどなたですか。

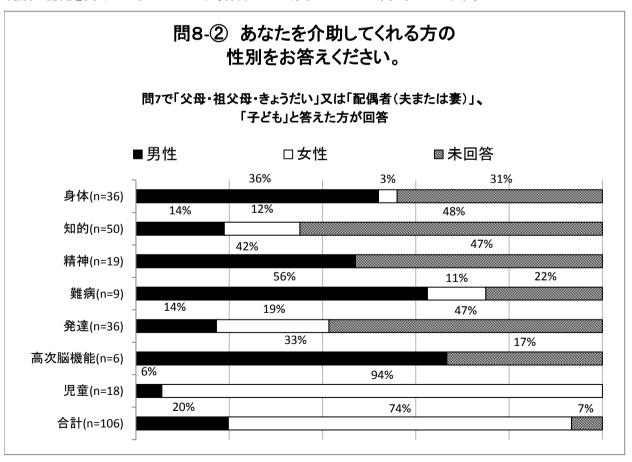
(問6で「一部介助が必要」又は「全部介助が必要」と答えた方が回答)

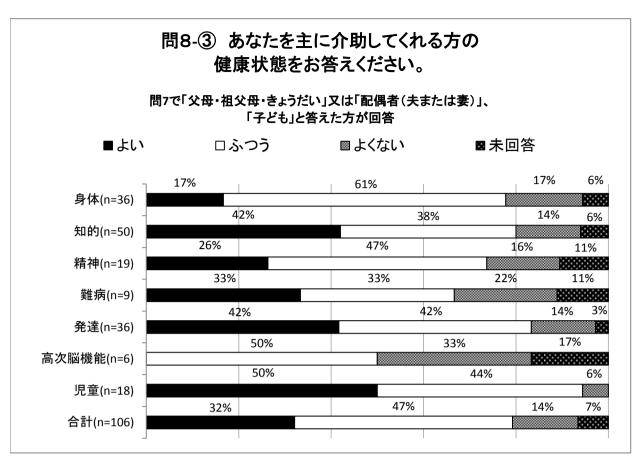
	身	体	知	的	精	神	難	病	発	達	高次脈	凶機能	児	童	合	計
項目	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
父母・祖父母・きょうだい	14	17	48	37	12	32	0	0	36	62	2	15	18	78	130	36
配偶者(夫または妻)	20	25	3	2	7	19	7	44	1	2	4	31	0	0	42	12
子ども	9	11	1	1	3	8	5	31	0	0	1	8	0	0	19	5
ホームヘルパーや施設の職員	29	36	71	55	12	32	2	13	16	28	6	46	1	4	137	38
その他の人(ボランティア等)	3	4	0	0	3	8	1	6	1	2	0	0	2	9	10	3
未回答	6	7	6	5	0	0	1	6	4	7	0	0	2	9	19	5
合計	81	100	129	100	37	100	16	100	58	100	13	100	23	100	357	100

介助者については、「ホームヘルパーや施設職員」が全体で38%と最も高く、とりわけ知的障がいのある人は5割を超えています。

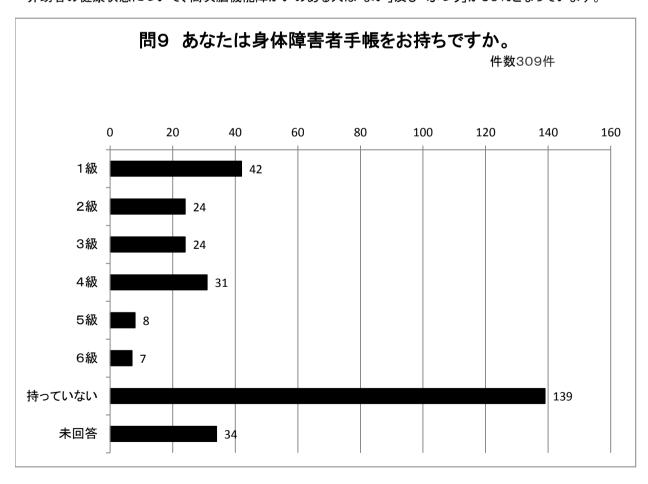


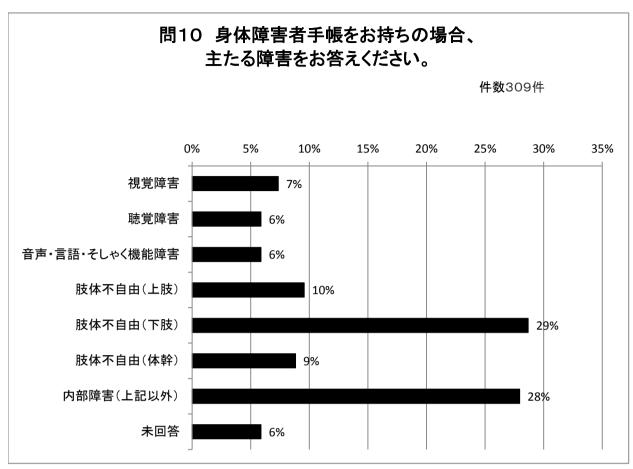
介助者の年齢について、「65歳~」は特に高次脳機能障がいのある人が83%と高い割合を示し、次いで難病の認定を受けている人が67%、身体障がいのある人が58%と高くなっています。

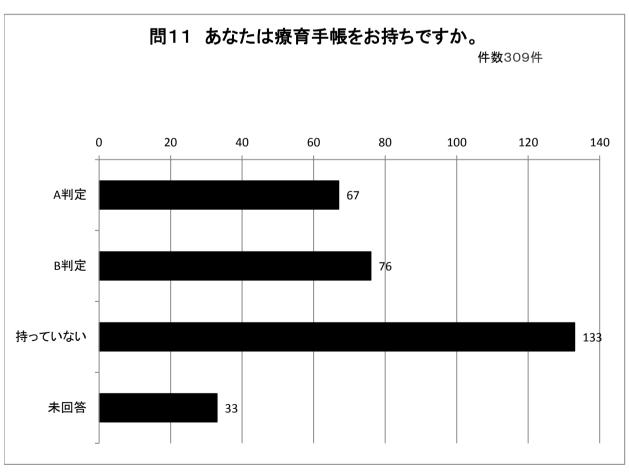


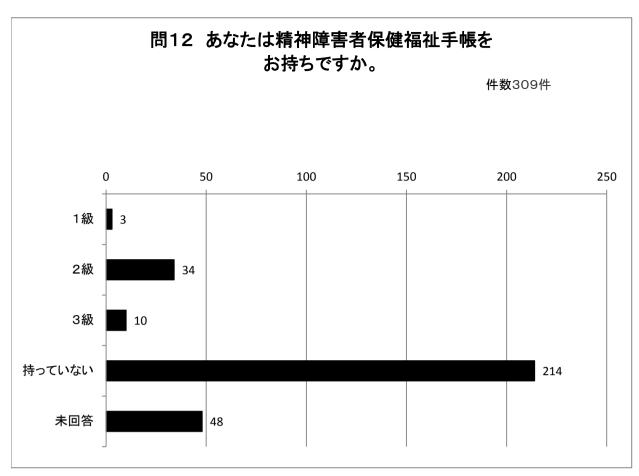


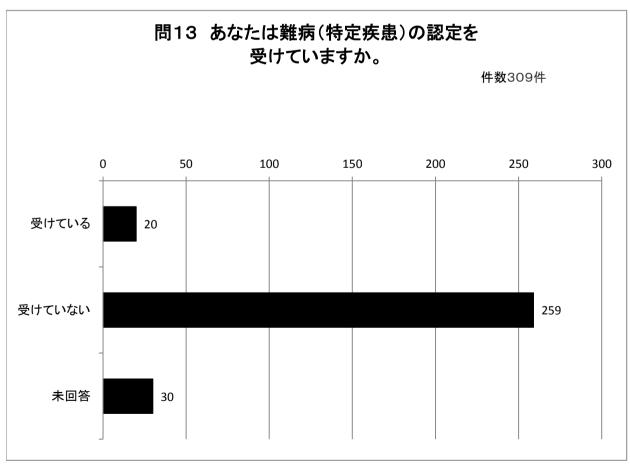
介助者の健康状態について、高次脳機能障がいのある人は「よい」及び「ふつう」が50%となっています。

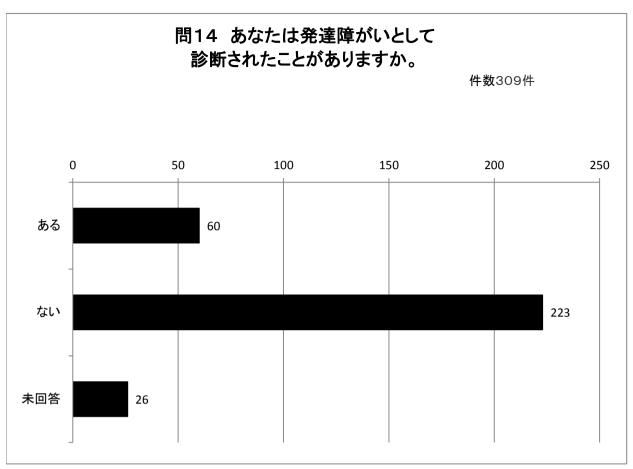


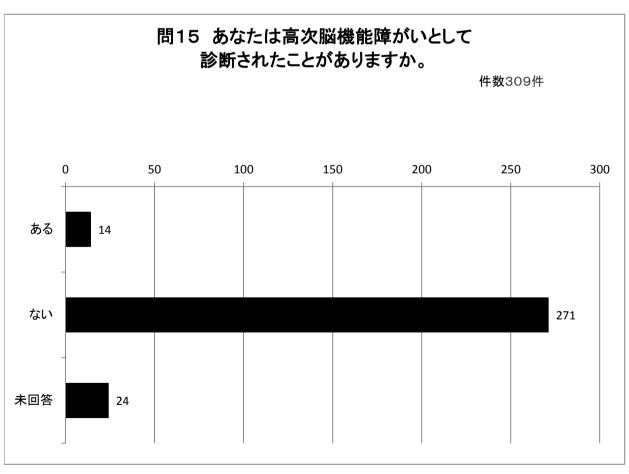












問16 あなたが現在受けている医療ケアをご回答ください。

	身	体	知	的	精	神	難	病	発	達	高次脈	凶機能	児	童	合	計
項目	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
気管切開	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
人工呼吸器(レスピレーター)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
吸入	0	0	0	0	1	2	0	0	1	2	0	0	0	0	2	0
吸引	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
胃ろう・腸ろう	2	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1
鼻腔経管栄養	4	3	2	1	1	2	0	0	1	2	2	13	0	0	10	2
中心静脈栄養(IVH)	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
透析	9	6	0	0	1	2	3	13	0	0	1	6	0	0	14	3
カテーテル留置	5	3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	1
ストマ(人工肛門・人工膀胱)	10	6	0	0	0	0	2	9	0	0	0	0	0	0	12	3
服薬管理	39	25	43	29	14	27	8	35	19	31	4	25	3	15	130	27
その他	29	18	15	10	5	10	4	17	7	11	4	25	2	10	66	14
未回答	56	35	86	58	29	57	6	26	33	54	5	31	15	75	230	48
合計	158	100	148	100	51	100	23	100	61	100	16	100	20	100	477	100

現在受けている医療ケアについては、「服薬管理」が全体で27%と高くなっています。

問17 あなたは現在どのように暮らしていますか。

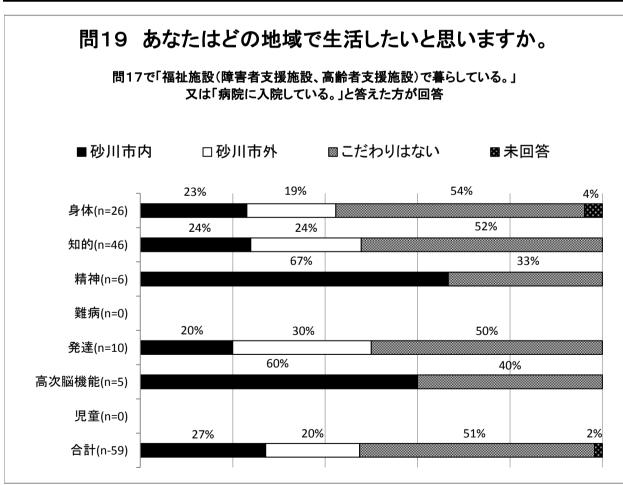
	身	体	知	的	精	神	難	病	発	達	高次服	凶機能	児	童	合	計
項目	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
一人で暮らしている	10	7	8	6	5	11	2	10	3	5	1	7	0	0	29	7
家族で暮らしている	94	69	67	47	29	62	17	85	46	77	7	50	20	100	280	64
グループホームで暮らしている	2	1	21	15	5	11	0	0	1	2	1	7	0	0	30	7
福祉施設(障害者支援施設)で 設、高齢者支援施設)で 暮らしている	24	18	45	31	5	11	0	0	10	17	4	29	0	0	88	20
病院に入院している	2	1	1	1	1	2	0	0	0	0	1	7	0	0	5	1
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
未回答	4	3	1	1	2	4	1	5	0	0	0	0	0	0	8	2
合計	136	100	143	100	47	100	20	100	60	100	14	100	20	100	440	100

現在の暮らしについては、いずれも「家族で暮らしている」が最も高い割合を占めています。知的障がいのある人は約5割がグループホーム及び福祉施設で暮らしています。

問18 あなたは将来、地域で生活したいと思いますか。

問17で「福祉施設(障害者支援施設、高齢者支援施設)で暮らしている」 又は「病院に入院している」と答えた方が回答

	身	体	知	的	精	神	難	病	発	達	高次服	凶機能	児	童	合	計
項目	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
今のまま生活したい	19	73	37	80	5	83	0	0	7	70	3	60	0	0	71	76
グループホームなどを 利用したい	0	0	1	2	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0	2	2
家族と一緒に生活したい	4	15	6	13	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0	11	12
一般の住宅で 一人暮らしをしたい	0	0	0	0	1	17	0	0	0	0	1	20	0	0	2	2
その他	1	4	2	4	0	0	0	0	1	10	0	0	0	0	4	4
未回答	2	8	0	0	0	0	0	0	0	0	1	20	0	0	3	3
合計	26	100	46	100	6	100	0	0	10	100	5	100	0	0	93	100



どの地域で生活したいかについては、「こだわりはない」が全体の約5割を占めています。 「砂川市内」は精神障がいのある人が67%と高い割合を占めています。

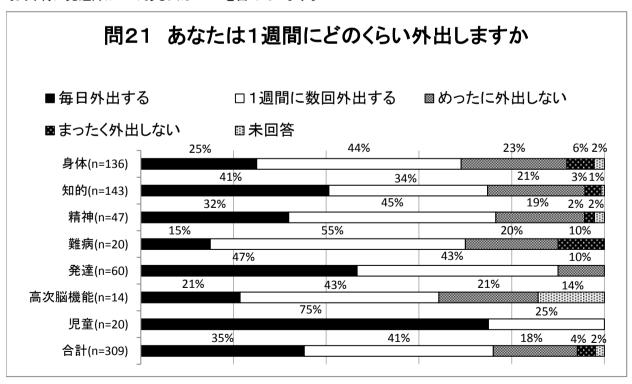
問20 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。

問17で「福祉施設(障害者支援施設、高齢者支援施設)で暮らしている」 又は「病院に入院している」と答えた方が回答

	身	体	知	的	精	神	難	病	発	達	高次服	凶機能	児	童	合	計
項目	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
在宅で医療ケアなどが 適切に得られること	9	12	14	12	0	0	0	0	4	15	1	5	0	0	28	11
障がいのある人に 適した住まいの確保	14	18	25	21	1	7	0	0	7	27	2	11	0	0	49	19
必要な住宅サービスが 適切に利用できること	10	13	17	14	1	7	0	0	4	15	2	11	0	0	34	13
生活訓練などの充実	7	9	9	7	2	14	0	0	2	8	3	16	0	0	23	9
経済的な負担の軽減	12	16	19	16	3	21	0	0	3	12	3	16	0	0	40	16
相談対応などの充実	9	12	15	12	3	21	0	0	1	4	3	16	0	0	31	12
地域住民などの理解	11	14	16	13	3	21	0	0	4	15	4	21	0	0	38	15
その他	4	5	3	2	1	7	0	0	1	4	1	5	0	0	10	4
未回答	1	1	3	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	2
合計	77	100	121	100	14	100	0	0	26	100	19	100	0	0	257	100

その他回答・・・「福祉課の担当者の対応、知識」、「地域にいるよりも今のままが楽」等

地域で生活するための支援については、「障がいのある人に適した住まいの確保」が最も高い割合を示しており、特に発達障がいのある人は27%を占めています。



1週間にどのくらい外出するかについては、「毎日外出する」は難病の認定を受けている人が15%と低くなっています。

問22 あなたが外出する際の主な同伴者はどなたですか。

問21で「まったく外出しない」以外と答えた方が回答

	身	体	知	的	精	神	難	病	発	達	高次脈	凶機能	児	童	合	計
項目	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
父母・祖父母・きょうだい	14	11	31	23	9	20	3	17	31	52	1	8	18	90	107	26
配偶者(夫または妻)	33	26	6	4	6	13	6	33	4	7	3	25	1	5	59	14
子ども	6	5	3	2	1	2	2	11	0	0	0	0	0	0	12	3
ホームヘルパーや施設の職員	20	16	50	36	4	9	1	6	10	17	3	25	0	0	88	21
その他の人(ボランティア等)	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	8	0	0	2	0
一人で外出する	45	36	41	30	21	47	5	28	14	23	4	33	1	5	131	31
未回答	7	6	5	4	4	9	1	6	1	2	0	0	0	0	18	4
合計	125	100	137	100	45	100	18	100	60	100	12	100	20	100	417	100

外出時の主な同伴者については、「一人で外出する」が精神障がいのある人が約5割を占め、「配偶者 (夫または妻)」は難病の認定を受けている人が33%と高い割合を示しています。

問23 あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。

問21で「まったく外出しない」以外と答えた方が回答

	身	体	知	的	精	神	難	病	発	達	高次服	凶機能	児	童	合	計
項目	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
通勤•通学•通所	31	10	81	22	21	16	3	6	42	25	4	10	17	29	199	17
訓練やリハビリに行く	11	3	4	1	6	5	2	4	7	4	1	2	2	3	33	3
病院への受診	91	29	75	20	34	26	15	32	32	19	11	26	10	17	268	23
買い物に行く	90	28	109	29	32	24	12	26	45	26	9	21	14	24	311	27
友人・知人に会う	24	8	16	4	14	11	3	6	9	5	3	7	3	5	72	6
趣味やスポーツをする	20	6	22	6	7	5	5	11	11	6	3	7	6	10	74	6
グループ活動に参加する	13	4	14	4	1	1	2	4	5	3	5	12	0	0	40	3
散歩に行く	27	9	43	11	13	10	3	6	16	9	5	12	5	8	112	10
その他	8	3	11	3	3	2	1	2	3	2	1	2	2	3	29	3
未回答	2	1	1	0	2	2	1	2	0	0	0	0	0	0	6	1
合計	317	100	376	100	133	100	47	100	170	100	42	100	59	100	1144	100

その他回答・・・「ボランティア」、「実家への帰省」、「金融機関や郵便局」、「旅行」等 外出の目的については、いずれも「病院への受診」、「買い物に行く」が高い割合を示しています。

問24 外出する時に困ることは何ですか。

問21で「まったく外出しない」以外と答えた方が回答

	身	体	知	的	精	神	難	病	発	達	高次服	凶機能	児	童	合	計
項目	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
公共交通機関が少ない (ない)	20	8	31	10	13	13	2	5	15	11	3	8	3	7	87	10
列車やバスの 乗り降りが困難	32	14	25	8	5	5	3	8	9	6	4	11	3	7	81	9
道路や駅に 階段や段差が多い	36	15	20	7	4	4	7	18	7	5	4	11	2	5	80	9
切符の買い方や乗り換え の方法がわかりにくい	9	4	32	11	8	8	2	5	20	14	5	13	5	12	81	9
外出先の建物の設備が不便 (通路、トイレ、エレベーターなど)	22	9	15	5	3	3	3	8	6	4	2	5	3	7	54	6
介助者が確保できない	7	3	14	5	3	3	2	5	8	6	1	3	1	2	36	4
外出にお金がかかる	20	8	29	10	21	21	3	8	16	12	5	13	4	10	98	11
周りの人の目が気になる	7	3	16	5	12	12	2	5	12	9	2	5	3	7	54	6
発作など突然の 身体の変化が心配	24	10	21	7	11	11	5	13	6	4	4	11	0	0	71	8
困ったときにどうすれば いいのか心配	20	8	46	16	10	10	4	11	26	19	6	16	10	24	122	14
その他	9	4	17	6	3	3	2	5	7	5	1	3	1	2	40	4
未回答	31	13	30	10	9	9	3	8	7	5	1	3	6	15	87	10
合計	237	100	296	100	102	100	38	100	139	100	38	100	41	100	891	100

その他回答・・・「一人で外出、行動ができない」、「事件や事故、誘拐や殺人に遭わないか不安」 「近隣市しか外出できないため、移動支援を利用し札幌など遠いところへ行きたい」 「金銭を理解していないので使い方が分からない」等

外出時に困ることとしては、身体障がいのある人は「道路や駅に階段が多い」が15%と割合が高く、知的障がいのある人は「困ったときにどうすればいいか心配」が16%と最も割合が高くなっています。精神障がいのある人については、「外出にお金がかかる」が最も高い割合を示しています。

問25 あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。

	身	体	知	的	精	神	難	病	発	達	高次脂	凶機能	児	童	合	計
項目	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
会社勤めや、自営業、家業など で収入を得て仕事している	14	11	10	7	2	4	0	0	5	8	0	0	0	0	31	7
ボランティアなど、収入を 得ない仕事をしている	1	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1
専業主婦(夫)をしている	14	11	4	3	3	6	2	11	2	3	0	0	0	0	25	6
福祉施設、作業所等に通っている(就労継続支援A型も含む)	21	16	72	51	25	53	4	21	27	46	3	25	1	5	153	36
病院などのデイケアに 通っている	6	5	1	1	5	11	1	5	0	0	3	25	0	0	16	4
リハビリテーションを 受けている	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0
自宅で過ごしている	51	39	9	6	10	21	11	58	6	10	5	42	2	10	94	22
入所している施設や 病院等で過ごしている	16	12	32	23	2	4	0	0	6	10	1	8	0	0	57	13
大学、専門学校、職業訓練校 などに通っている	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別支援学校(小中高等部) に通っている	2	2	5	4	0	0	0	0	4	7	0	0	2	10	13	3
一般の高校、小中学校に 通っている	1	1	2	1	0	0	0	0	2	3	0	0	3	15	8	2
幼稚園、保育所、障害児通園 施設などに通っている	0	0	4	3	0	0	0	0	7	12	0	0	12	60	23	5
その他	2	2	0	0	0	0	1	5	0	0	0	0	0	0	3	1
未回答	6	5	2	1	0	0	1	5	1	2	2	17	0	0	12	3
合計	130	100	141	100	47	100	19	100	59	100	12	100	20	100	428	100

その他回答・・・「透析をしている」、「グループ活動、サークル」等

平日の日中の過ごし方については、知的障がいのある人、精神障がいのある人は約5割が「福祉施設、作業所等に通っている(就労継続支援A型も含む)」を占めており、身体障がいのある人は39%が「自宅で過ごしている」となっています。

問26 どのような勤務形態で働いていますか。

問25で「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」と答えた方が回答

	身体		知的		精神		難病		発達		高次脳機能		合	計
項目	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
正職員で他の職員と 勤務条件等に違いはない	10	71	4	40	0	0	0	0	2	40	0	0	16	52
正職員で短時間勤務などの 障がい者への配慮がある	0	0	1	10	0	0	0	0	1	20	0	0	2	6
パート・アルバイトなど	2	14	3	30	1	50	0	0	1	20	0	0	7	23
自営業、農林水産業	2	14	1	10	0	0	0	0	1	20	0	0	4	13
その他	0	0	1	10	1	50	0	0	0	0	0	0	2	6
未回答	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	14	100	10	100	2	100	0	0	5	100	0	0	31	100

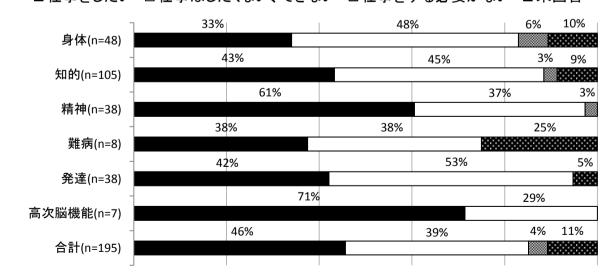
その他回答・・・「臨時職員で障がい者雇用」等

勤務形態については、「正社員で他の職員と勤務条件等に違いはない」が全体で52%を占めています。 特に、身体障がいのある人は71%と高い割合を示しています。

問27 あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いますか。

問25で「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」以外 と答えた方で、18~64歳の方が回答

■仕事をしたい □仕事はしたくない、できない ■仕事をする必要がない ■未回答



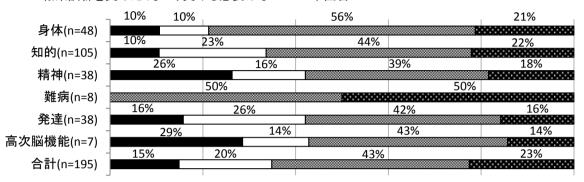
今後収入を得る仕事をしたいかについては、「仕事をしたい」が高次脳機能障がいのある人が71%、次いで精神障がいのある人が61%と高い割合を占めています。

問28 収入を得る仕事をするために、職業訓練などを受けたいと思いますか。

問25で「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」以外 と答えた方で、18~64歳の方が回答







職業訓練などを受けたいかについては、「すでに職業訓練を受けている」が全体の15%を占めています。 特に、精神障がいのある人と高次脳機能障がいのある人が、3割弱と高くなっております。

問29 あなたは、障がいのある人の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。 問25で「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」以外と答えた方で、18~64歳の方が回答

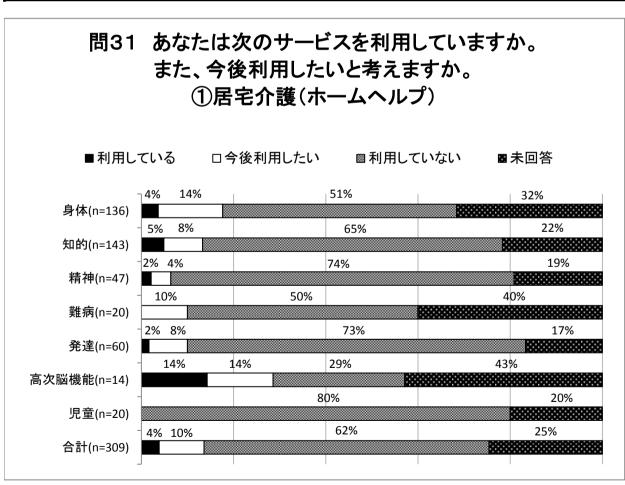
	身体		知	知的		精神		難病		発達		高次脳機能		合計	
項目	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	
通勤手段の確保	17	12	31	10	16	12	1	6	15	10	4	13	84	11	
勤務場所におけるバリアフリーなどの配慮	10	7	10	3	4	3	1	6	5	3	1	3	31	4	
短時間勤務や勤務日数などの配慮	17	12	26	9	15	12	2	12	15	10	3	10	78	10	
在宅勤務の拡充	5	3	7	2	5	4	0	0	4	3	1	3	22	3	
職場の障がいへの理解	24	17	53	17	23	18	4	24	22	15	3	10	129	17	
職場の上司や同僚に障がいの理解があること	17	12	38	12	21	16	2	12	19	13	3	10	100	13	
職場で介助や援助などが受けられること	11	8	36	12	6	5	0	0	20	14	3	10	76	10	
就労後のフォローなど職場と支援機関の連携	12	8	27	9	14	11	2	12	15	10	3	10	73	9	
企業ニーズに合った就労訓練	6	4	12	4	6	5	0	0	6	4	3	10	33	4	
仕事についての職場外での相談対応、支援	14	10	27	9	13	10	3	18	14	10	4	13	75	10	
その他	1	1	8	3	4	3	0	0	1	1	2	7	16	2	
未回答	10	7	30	10	3	2	2	12	9	6	0	0	54	7	
合計	144	100	305	100	130	100	17	100	145	100	30	100	771	100	

その他回答・・・「職場そのものの絶対数」、「就労継続支援B型の賃金を見直すべき」等

障がいのある人の就労支援として必要なことについて、「職場の障がいへの理解」が全体で17%と最も高く、 特に難病の認定を受けている人は24%と高い割合を占めています。

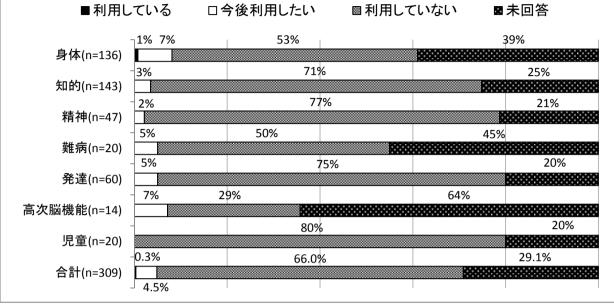
問30 あなたは障害支援区分の認定を受けていますか。

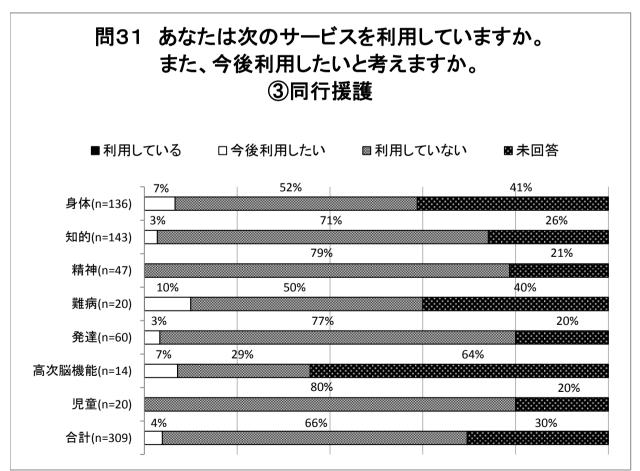
	身体		知的		精神		難病		発達		高次脳機能		合	計
項目	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
区分1	3	2	5	3	0	0	2	10	1	2	1	7	12	3
区分2	6	4	15	10	2	4	1	5	1	2	2	14	27	6
区分3	5	4	18	13	2	4	1	5	6	10	0	0	32	8
区分4	4	3	15	10	2	4	0	0	6	10	1	7	28	7
区分5	8	6	13	9	1	2	0	0	5	8	0	0	27	6
区分6	7	5	10	7	0	0	0	0	2	3	0	0	19	5
非該当	3	2	6	4	7	15	1	5	1	2	2	14	20	5
受けていない	65	48	37	26	21	45	8	40	26	43	1	7	158	38
未回答	35	26	24	17	12	26	7	35	12	20	7	50	97	23
合計	136	100	143	100	47	100	20	100	60	100	14	100	420	100



居宅介護(ホームヘルプ)について、「今後利用したい」は身体障がいのある人及び高次脳機能障がいのある人が14%と、他に比べ高い割合を占めています。

問31 あなたは次のサービスを利用していますか。 また、今後利用したいと考えますか。 ②重度訪問介護





同行援護について、「今後利用したい」は難病の認定を受けている人が10%となっております。

あなたは次のサービスを利用していますか。 問31 また、今後利用したいと考えますか。 4)行動援護 ■利用している □今後利用したい ■利用していない ■未回答 38% 3% 8% 51% 身体(n=136) 59% 13% 22% 知的(n=143) 2% 11% 72% 15% 精神(n=47) 10% 40% 50% 難病(n=20) 23% 50% 12% 15%

60%

57%

20%

27%

行動援護については、発達障がいのある人の12%が利用しており、23%の人が「今後利用したい」と 回答しております。

21%

発達(n=60)

児童(n=20)

合計(n=309)

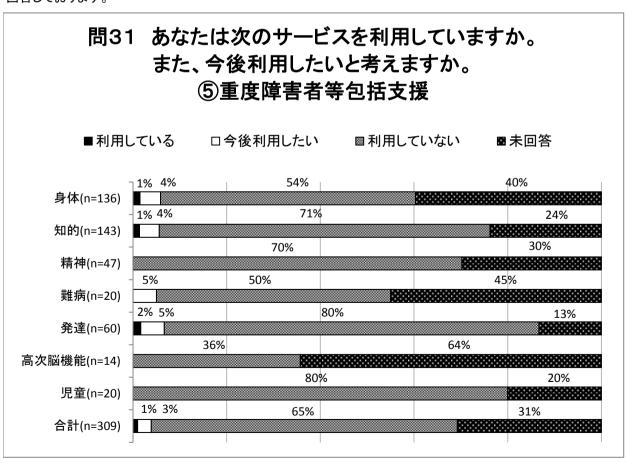
高次脳機能(n=14)

7%

15%

3% 10%

14%



問31 あなたは次のサービスを利用していますか。 また、今後利用したいと考えますか。 ⑥生活介護 ■利用している □今後利用したい ■利用していない ■未回答 34% 18% 5% 43% 身体(n=136) 35% 6% 45% 15% 知的(n=143) 2% 2% 68% 28% 精神(n=47) 50% 15% 35% 難病(n=20) 23% 3% 63% 10% 発達(n=60) 7% 36% 50% 高次脳機能(n=14) 80% 20% 児童(n=20)

生活介護について、知的障がいのある人が35%利用しており、最も高い割合を占めています。「今後利用したい」については難病の認定を受けている人が15%となっています。

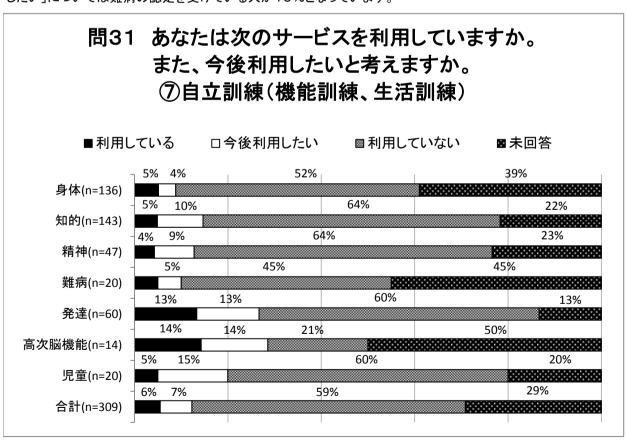
51%

25%

5%

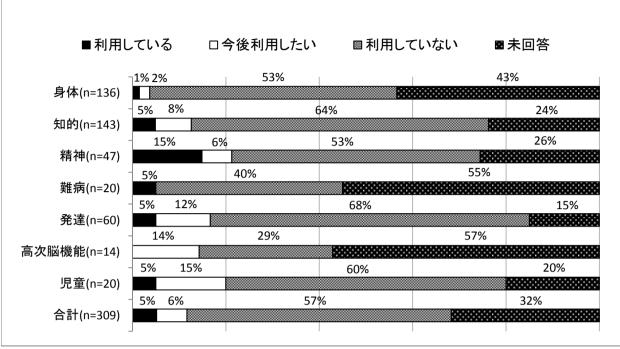
19%

合計(n=309)

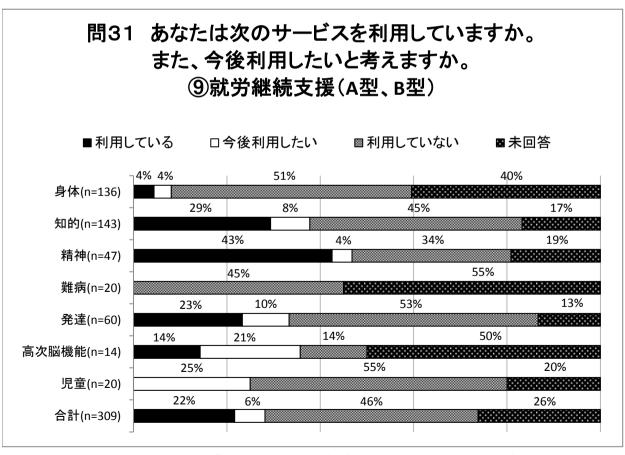


自立訓練(機能訓練、生活訓練)について、「今後利用したい」は高次脳機能障がいのある人が14%、発達 障がいのある人が13%と高くなっております。

問31 あなたは次のサービスを利用していますか。 また、今後利用したいと考えますか。 ⑧就労移行支援

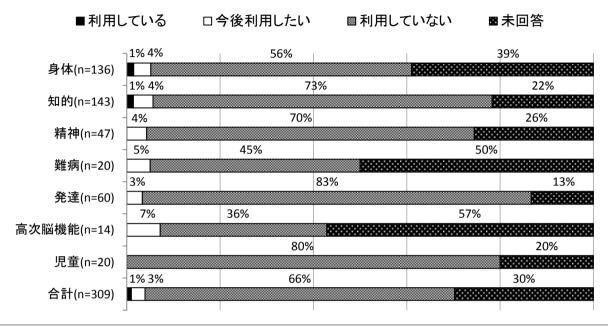


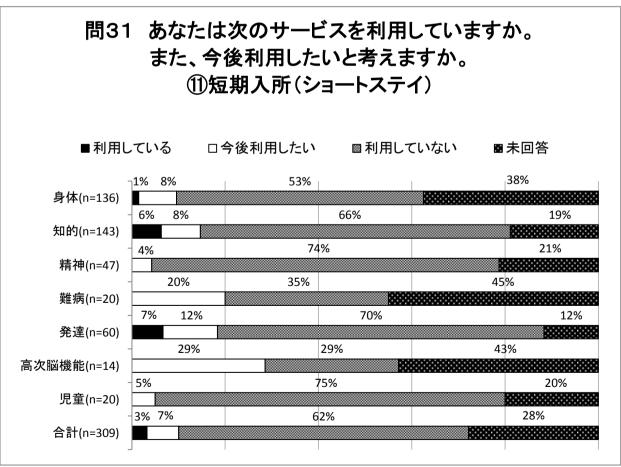
就労移行支援について、「利用している」は精神障がいのある人が15%と最も高い割合を占めています。



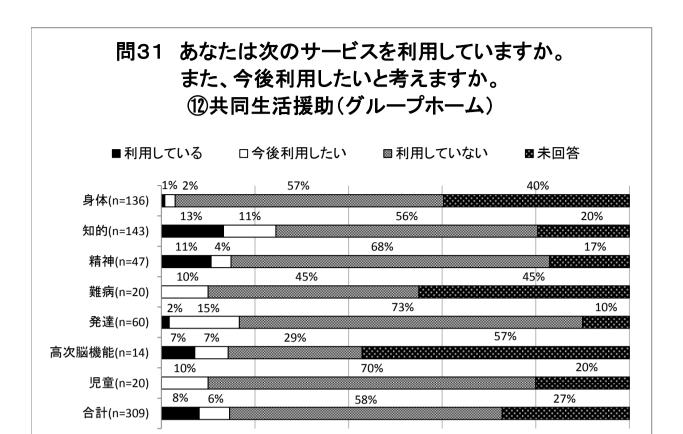
就労継続支援(A型、B型)について、「利用している」は精神障がいのある人が43%と最も高く、次いで知的障がいのある人が29%と高い割合を占めています。

問31 あなたは次のサービスを利用していますか。 また、今後利用したいと考えますか。 ⑩療養介護

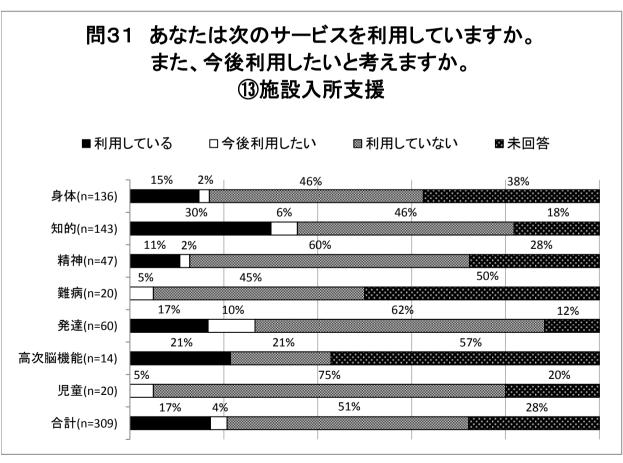




短期入所(ショートステイ)について、高次脳機能障がいのある人の29%が今後利用したいと回答しています。

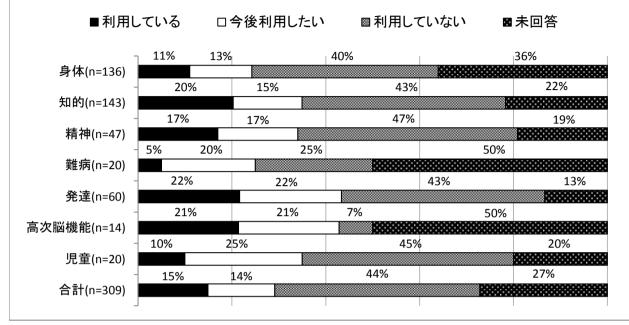


共同生活援助(グループホーム)について、全体の6%が今後利用したいと回答しており、特に、発達障がいのある人が15%と最も高く、次いで知的障がいのある人が11%を占めています。

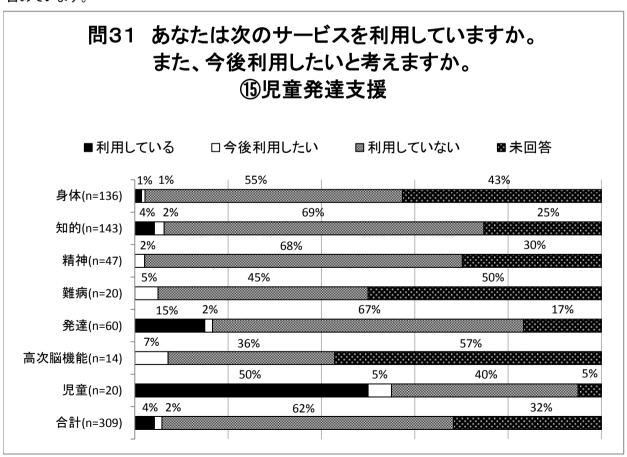


施設入所支援について、知的障がいのある人は30%が「利用している」と回答しており、最も高い割合を占めています。

問31 あなたは次のサービスを利用していますか。 また、今後利用したいと考えますか。 ④相談支援

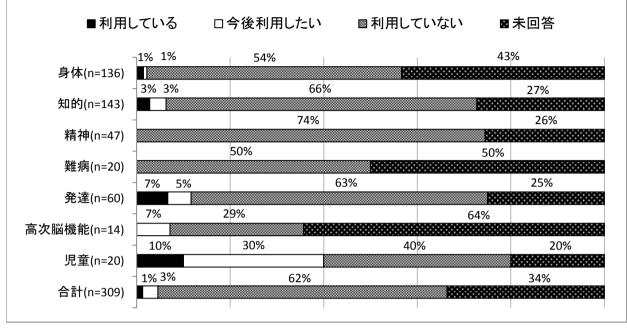


相談支援について、「今後利用したい」が全体で14%を占めており、他のサービスと比べて高い割合を占めています。

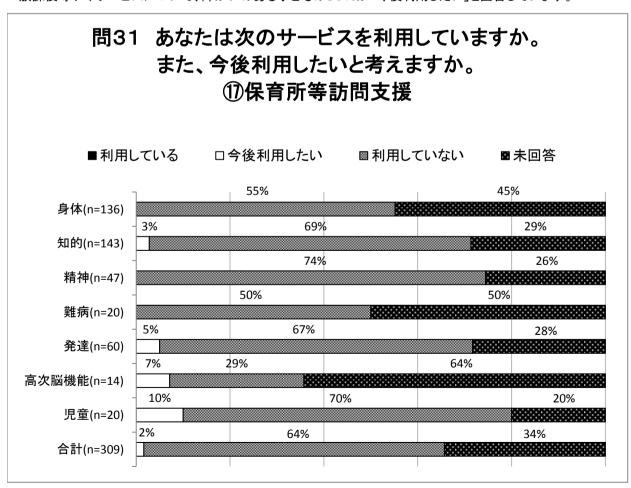


児童発達支援について、障がいのある子どもの50%が「利用している」と回答しています。

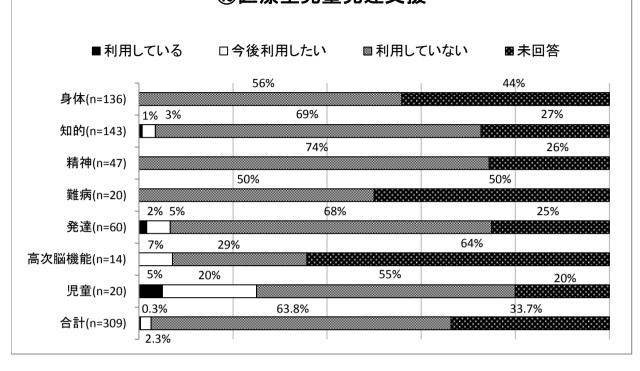
問31 あなたは次のサービスを利用していますか。 また、今後利用したいと考えますか。 ⑥放課後等デイサービス

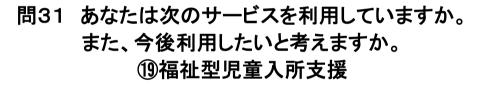


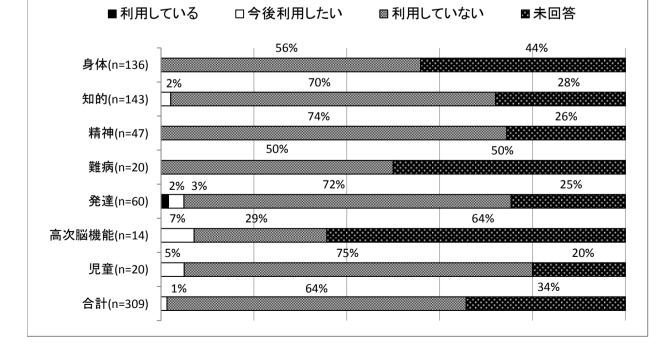
放課後等デイサービスについて、障がいのある子どもの30%が「今後利用したい」と回答しています。

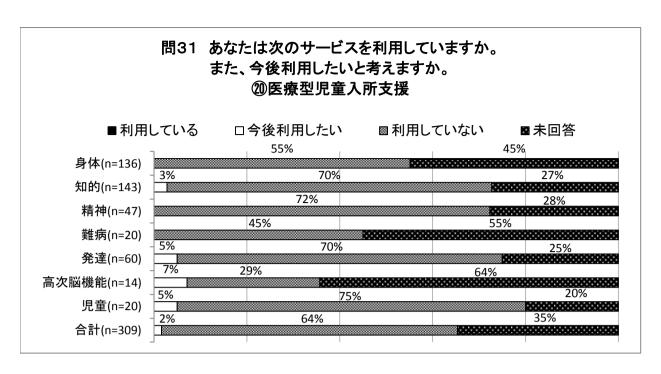


問31 あなたは次のサービスを利用していますか。 また、今後利用したいと考えますか。 ®医療型児童発達支援









問32 あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。

	身	身体 知的		精神		難病		発達		高次脳機能		児童		合計		
項目	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
家族や親せき	88	31	74	25	33	26	16	30	43	29	9	27	18	31	281	28
友人·知人	42	15	28	10	18	14	6	11	17	11	2	6	6	10	119	12
近所の人	8	3	4	1	3	2	1	2	2	1	0	0	1	2	19	2
職場の上司や同僚	9	3	7	2	3	2	2	4	4	3	1	3	2	3	28	3
施設の指導員など	30	11	82	28	19	15	3	6	28	19	4	12	3	5	169	17
ホームヘルパーなど サービス事業所の人	10	4	11	4	2	2	3	6	4	3	1	3	0	0	31	3
障がい者団体や家族会	3	1	3	1	0	0	1	2	2	1	0	0	0	0	9	1
かかりつけの医師や 看護師	30	11	21	7	23	18	5	9	15	10	2	6	8	14	104	10
病院のソーシャルワーカーや 介護保険のケアマネジャー	14	5	6	2	6	5	4	8	3	2	3	9	1	2	37	4
民生委員·児童委員	4	1	4	1	2	2	3	6	2	1	1	3	0	0	16	2
通園施設や保育所、 幼稚園、学校の先生	2	1	11	4	0	0	0	0	12	8	0	0	14	24	39	4
相談支援事業所などの 民間の相談窓口	7	2	11	4	4	3	3	6	5	3	2	6	2	3	34	3
行政機関の相談窓口	15	5	9	3	7	6	3	6	3	2	3	9	1	2	41	4
その他	5	2	10	3	4	3	1	2	5	3	1	3	2	3	28	3
未回答	17	6	10	3	2	2	2	4	3	2	4	12	0	0	38	4
合計	284	100	291	100	126	100	53	100	148	100	33	100	58	100	993	100

その他回答・・・「福祉センターの人」、「グループホーム職員」、「保健所の保健師」等

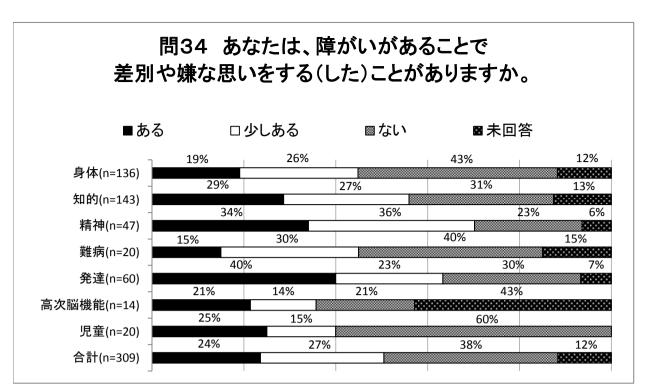
悩みや困ったことの相談相手について、「家族や親せき」が全体では28%と最も高くなっていますが、知的障がいのある人は「施設の指導員など」が28%と最も高い割合を占めております。

問33 あなたは障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を、 どこから知ることが多いですか。

	身体		知的		精神		難病		発達		高次脳機能		児童		合計	
項目	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
本や新聞、雑誌の記事、 テレビやラジオのニュース	53	19	42	17	16	14	7	16	21	17	0	0	3	6	142	16
市役所などが 発行する広報誌	51	18	23	10	12	11	5	12	13	11	2	7	8	16	114	13
インターネット	10	4	7	3	4	4	1	2	5	4	0	0	3	6	30	3
家族や親せき、 友人、知人	36	13	29	12	16	14	6	14	21	17	3	11	7	14	118	13
サービス事業所の人や 施設職員	38	13	69	29	13	11	7	16	26	21	5	19	6	12	164	19
障がい者団体や家族会 (団体の機関誌など)	9	3	8	3	1	1	1	2	4	3	1	4	1	2	25	3
かかりつけの医師や 看護師	31	11	10	4	17	15	5	12	8	7	4	15	5	10	80	9
病院のソーシャルワーカーや 介護保険のケアマネジャー	10	4	2	1	8	7	3	7	1	1	2	7	0	0	26	3
民生委員·児童委員	3	1	3	1	2	2	2	5	2	2	1	4	0	0	13	1
通園施設や保育所、 幼稚園、学校の先生	2	1	9	4	0	0	0	0	11	9	0	0	14	29	36	4
相談支援事業所等の 民間の相談窓口	4	1	4	2	6	5	0	0	0	0	1	4	0	0	15	2
市役所などの相談窓口	17	6	9	4	12	11	2	5	2	2	2	7	1	2	45	5
その他	1	0	7	3	5	4	0	0	3	2	1	4	1	2	18	2
未回答	17	6	20	8	2	2	4	9	4	3	5	19	0	0	52	6
合計	282	100	242	100	114	100	43	100	121	100	27	100	49	100	878	100

その他回答・・・「日常生活自立支援事業」等

障がいや福祉サービスの主な情報源について、全体では「サービス事業所の人や施設職員」が19%と最も高くなっていますが、身体障がいのある人は「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が19%と最も高い割合を占めています。



障がいがあることで差別や嫌な思いをした(する)ことがあるかについて、「ある」もしくは「少しある」が全体で約50%に対し、精神障がいのある人は70%と高い割合を占めています。

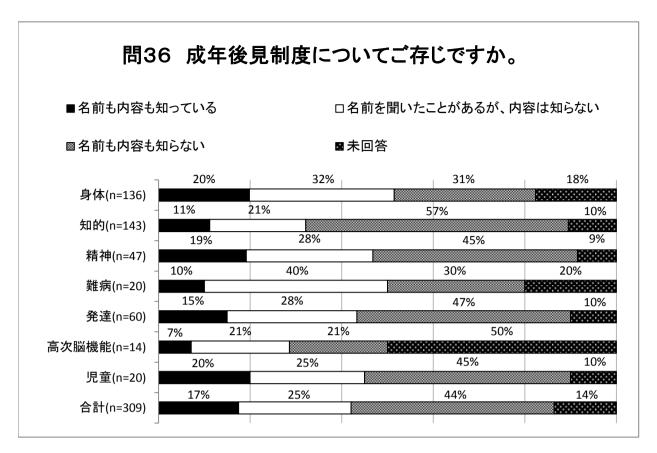
問35 どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか。

問34で「ある」又は「少しある」と答えた方が回答

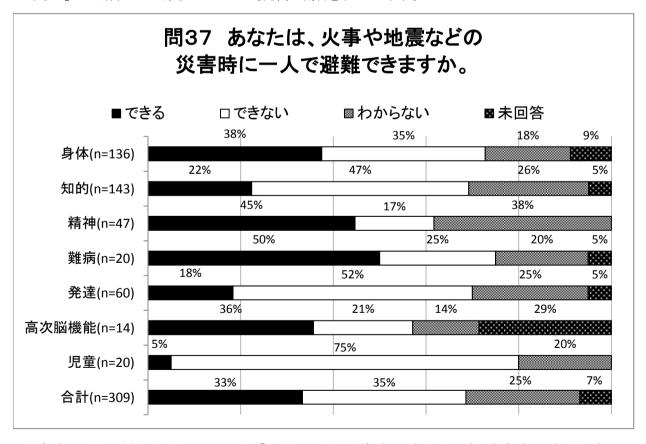
	身体		知的		精神		難病		発達		高次脳機能		児童		合計	
項目	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
学校·仕事場	16	16	34	22	11	17	4	15	16	20	1	13	4	25	86	19
仕事を探すとき	9	9	7	5	16	25	9	35	7	9	1	13	1	6	50	11
外出先	28	27	43	28	13	20	4	15	23	29	1	13	4	25	116	26
余暇を楽しむとき	8	8	20	13	4	6	1	4	12	15	0	0	2	13	47	10
病院などの医療機関	19	18	20	13	5	8	4	15	11	14	3	38	1	6	63	14
住んでいる地域	14	14	19	13	5	8	1	4	6	8	1	13	2	13	48	11
自宅	5	5	4	3	7	11	2	8	2	3	1	13	1	6	22	5
その他	1	1	3	2	3	5	1	4	2	3	0	0	1	6	11	2
未回答	3	3	2	1	1	2	0	0	1	1	0	0	0	0	7	2
合計	103	100	152	100	65	100	26	100	80	100	8	100	16	100	450	100

その他回答・・・「保育所」、「親戚」、「市役所福祉係の人」、「保険に入れないこと」等

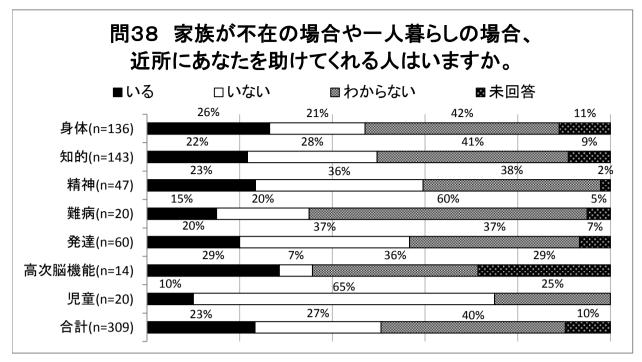
差別や嫌な思いをした場所については、全体では「外出先」が26%と最も高くなっていますが、高次脳機能障がいのある人は「病院などの医療機関」が最も高く、38%を占めています。



成年後見制度については、「名前も内容も知っている」は身体障がいのある人が20%を占め、「名前も内容知らない」は知的障がいのある人が57%と最も高い割合を示しています。



災害時に一人で避難できるかについては、「できない」は知的障がいのある人及び発達障がいのある人が 約5割と高い割合を示しています。



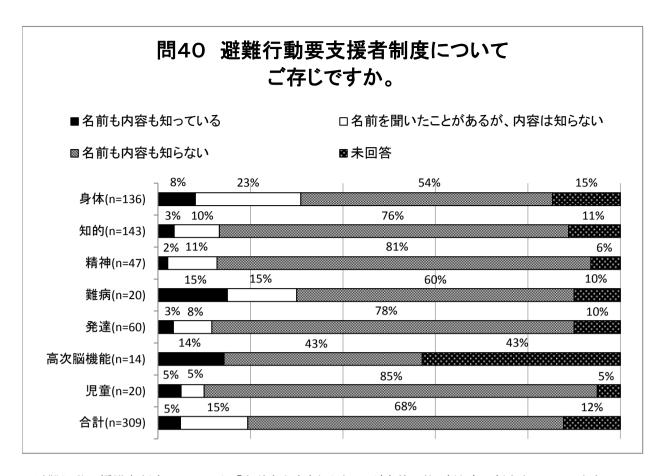
近所に助けてくれる人がいるかについては、「いない」は障がいのある子どもが65%と最も高く、次いで精神障がいのある人、発達障がいのある人が4割弱となっております。

問39 火事や地震等の災害時に困ることは何ですか。

	身体 知的		的精神		難病		発達		高次脳機能		児童		合計			
項目	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
投薬や治療が受けられない	54	18	51	13	28	27	11	23	27	13	5	16	6	10	182	16
補装具の使用が困難になる	13	4	2	1	2	2	3	6	1	0	1	3	0	0	22	2
補装具や日常生活用具の 入手ができなくなる	16	5	4	1	3	3	3	6	1	0	2	6	1	2	30	3
救助を求めることができない	18	6	46	12	6	6	3	6	25	12	3	10	11	18	112	10
安全なところまで、迅速に 避難することができない	61	20	69	18	9	9	11	23	37	18	3	10	12	19	202	18
被害状況、避難場所などの 情報が入手できない	19	6	54	14	8	8	2	4	32	16	2	6	8	13	125	11
周囲とのコミュニケーションが とれない	24	8	63	16	13	13	4	9	39	19	3	10	12	19	158	14
避難場所の設備(トイレ等)や 生活環境が不安	51	17	56	15	19	18	7	15	31	15	6	19	10	16	180	16
その他	2	1	3	1	4	4	1	2	2	1	0	0	0	0	12	1
特にない	19	6	21	5	7	7	1	2	6	3	1	3	0	0	55	5
未回答	22	7	16	4	4	4	1	2	5	2	5	16	2	3	55	5
合計	299	100	385	100	103	100	47	100	206	100	31	100	62	100	1133	100

その他回答・・・「寝不足になると倒れやすい」、「食事の際むせやすく、誤嚥性肺炎で入院した事もあり、心配」 「環境の変化で普段落ち着いているパニックや躁鬱の症状が出てこないか心配」 「介助者がいないと鼓動全般が無理」

災害時に困ることについては、全体では「安全なところまで、迅速に避難することができない」が18%と最も高い割合ですが、精神障がいのある人は「投薬や治療が受けられない」が27%と最も高くなっております。



避難行動要援護者制度については、「名前も内容も知らない」が全体で約7割と高い割合を示しています。 特に、精神障がいのある人が81%と高い割合を占めています。

アンケート自由記載欄まとめ

実際に記載していただいた内容を、趣旨を損なわない範囲で要約している場合があります。

・就労(仕事)に関すること

内容

- 自分に出来る仕事があれば、紹介してほしい。
- ・就労継続支援B型の利用するにしても賃金と仕事が合っていないと思う。また、収入がないのに数千円程度の利用料が発生しており、納得いかない。

福祉サービスに関すること

内容

- てんかんを持っている人にもタクシー券が支給されるようにしてほしい。
- ・精神障がいのある人にもバス券を支給してほしい。他市町村は障害の区分なく支給している。
- ・冬期間の除雪や排雪の援助があればありがたい。
- 保育所並びに通園センターの皆様には大変お世話になり、感謝している。
- ・精神科の医療費は1割負担で助かっているが、他の科にかかるときは3割負担で大変。
- 医療機関までの交通費補助があればいいと思う。
- ・他県のある市では、精神障がいのある人はどの科にかかっても医療費が1割負担と聞いた。砂川ではそのようにならないのか。
- ・障害年金で暮らしているので冬場は生活がやっとです。もう少し手厚いサービスをしてもらいたい。
- ・汽車の利用では割引が100キロ以上利用したときのみなので、残念。距離の制限をなくすか、10キロから適用など、制限を緩めてほしい。
- サービスがあるのはわかるが、自分の子供に使えるサービスなのかどうかわからない。
- ・子ども通園センター利用を一部負担しているが、全額負担してほしい。また、あまり効果的なことを やってもらっていると感じないので、もうすこし施設に専門の運動、言葉の療法士に常駐してもらいたい。

・居住の場に関すること

内容

- ・将来はグループホームに入るつもりなので、グループホームのサービスの内容を充実してほしい。
- ・地域で生活したいが、生活できる場所、サービスがない。
- 砂川にグループホームをもっと作ってほしい。

・ 障がいのある人に対する理解や差別・ 偏見に関すること

内容

- ・生活面で、できる・できないということで障がいの程度を判断して決めないでほしい。身体・知的障がいだけでなく他の障がいもあることをもっと考慮していただきたい。
- ・国に障がいのある人のことが理解されるようしてほしい。色々な所で差別されないようにしてほしい。
- ・地域社会の中での理解と助け合いがもつと必要。
- ・本人がトイレのエアジェットが嫌で、それのついているトイレが使えない。発達障がいを持つ子は苦手な子が多いと聞いたことがある。エアジェットが少なくなればいいと思う。
- ・交通機関を使うとき、精神障害者手帳を見せるが、マイクで「割引にならない!」と言われることが多く、周りの人にも聞かれてしまい嫌な思いをする。

・制度の周知や相談窓口に関すること

内容

- ・サービス向上や行政の取組の前に、職員のモラル、教育をした方がいいと思う。
- ・障害者職業能力開発校の学生が増えるような工夫がほしい。
- ・広報、ネット等はなかなか活用できないので福祉施設のお知らせ、相談の定期訪問を考えてみてください。
- ・発達の遅れや障がいなどあるとわかった時点で、行政から療育手帳や特別児童扶養手当、療育、自動車税の軽減など説明をしてほしい。
- 書類が多くてなかなか理解できない。

「障害」と「障がい」の表記の違いについて

この計画において、「障害」という言葉の表記については、法令等の名称、法令等に基づく固有名詞、市の条例・規則・要綱等については、「害」と漢字により表記し、文章等の表記については「がい」とひらがなにより表記しています。

また、「障害者」の表記については、原則としてひらがなにより「障がいのある人」と表記しています。文章等の内容や前後の文脈から「障がいのある人」と表記することがバランスを欠くような場合には、「障がい者」のように「害」をひらがなにより表記しています。

砂川市障害福祉計画 (第4期 平成27年度~平成29年度)

発行 平成27年3月

発行者 砂川市(市民部社会福祉課)

〒073-0195

砂川市西6条北3丁目1番1号

TEL (0125) 54-2121 FAX (0125) 55-2301